

参考資料

福岡市における 「総合評価方式」の検証

平成 31 年 2 月

財政局

目次（本編）

1. 福岡市における総合評価方式

（１）はじめに	・・・・・・・・	1
（２）総合評価方式の変遷	・・・・・・・・	1
（３）総合評価方式とは	・・・・・・・・	1
（４）期待される効果	・・・・・・・・	2
（５）総合評価方式の型式	・・・・・・・・	2
（６）総合評価方式の手続き	・・・・・・・・	3

2. 実施状況

（１）年度別件数	・・・・・・・・	5
（２）年度別金額	・・・・・・・・	5
（３）業種別件数	・・・・・・・・	6
（４）業種別金額	・・・・・・・・	6

3. 検証

（１）導入・試行により期待された効果	・・・・・・・・	7
（２）企業間の競争結果	・・・・・・・・	11
（３）国や他都市との比較	・・・・・・・・	13

4. 今後のあり方

（１）踏まえるべき社会情勢の変化など	・・・・・・・・	15
（２）対応方針（案）	・・・・・・・・	17

目次（参考資料編）

1. 競争参加の状況

- (1) 1工事あたりの平均競争参加者数 21

2. 入札の状況

- (1) 平均落札率の推移 31
- (2) 平均入札率の推移 32
- (3) 1者入札の状況 33
- (4) 落札回数・入札参加の状況 35

3. 技術評価の状況

- (1) 最低制限価格での落札工事における技術評価点の得点 39

4. 落札者の特徴

- (1) 落札価格の状況 43
- (2) 落札者の落札価格と技術評価点の得点の傾向 44

1. 福岡市における総合評価方式

(1) はじめに

福岡市では、平成21年6月より、工事の請負契約に係る一般競争入札及び一部の制限付一般競争入札において、「総合評価方式」により落札者を決定することで、公共工事の品質確保と企業の技術力向上に努めている。

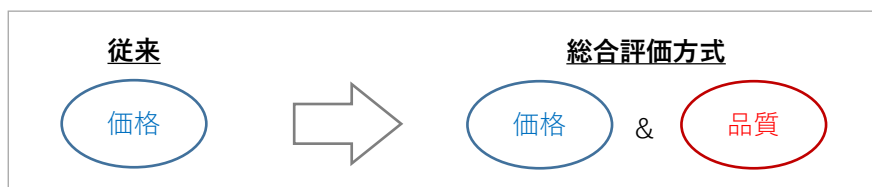
導入から10年目を迎えるにあたり、これまでの取り組みの成果や課題を検証する。

(2) 総合評価方式の変遷

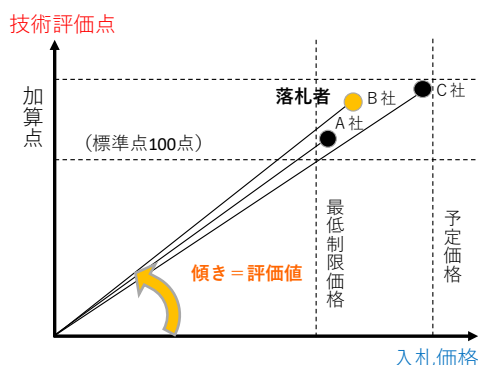
本市		国（参考）	
		H17年～	「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の施行 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）」が閣議決定 ・総合評価方式による品質確保の必要性
H18年～	総合評価方式を試行導入		
		H19年	「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」において、総合評価方式の導入・拡充が提言
H21年6月～	総合評価方式を本格導入（3億円以上を対象）		
H24年2月～	対象拡大（1億円以上を対象） 制度改定 ・評価型式の改定 ・評価項目の追加、配点の拡充 ・評価結果開示内容の見直し		
H26年8月～	運用見直し（受注機会の公平性確保） ・1～3億円の一般土木・建築において 技術提案を求めるI型を原則適用	H26年～	「品確法」の改正 「品確法基本方針」の改正が閣議決定 ・担い手の中長期的な育成・確保の観点も踏まえた評価項目等の見直し

(3) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、価格に加えて品質（技術提案や企業の実績等）を含めた総合的な評価により落札者を決定する入札方式である。



落札者の決定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低制限価格以上の者のうち、技術評価点を入札価格で除した「評価値」が最も高い者を落札者とする。



$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点 (標準点 + 加算点)}}{\text{入札価格}} \times \alpha$$

※ 「α」は数値調整のための係数

- ・入札価格が低いのはA社
 - ・技術評価点が高いのはC社
 - ・しかし評価値が最も高いのはB社
- ⇒したがって、B社が落札者となる

(4) 期待される効果

- ① 技術提案等の評価が落札要件となることから、公共工事の品質向上が図られる。
- ② 技術提案や施工能力等を評価することにより、企業の技術力向上への意欲を高め、ひいては技術力の向上に繋がる。
- ③ くじ引きによる落札者決定の回避に効果的である。
- ④ 価格と品質という2つの基準で評価するため、より談合防止に効果がある。

(5) 総合評価方式の型式

① 型式の種類

本市では、WTO型、I型、II型の3タイプの型式を運用しており、工事の特性と予定価格（目安）に応じて、いずれかの型式を適用する。

型式	工事の特性	予定価格（目安）	備考
WTO型	WTO政府調達協定が適用される工事	WTO適用基準額	
I型	工事の規模が比較的大きく、技術的工夫の余地が大きい工事	3億円以上	
II型	工事の規模が比較的小さく、技術的工夫の余地が比較的小さい工事	1～3億円	H26年8月から、一般土木・建築は原則I型試行運用

② 型式別の評価項目

評価する項目は、「提案項目」と「企業評価項目」の2項目で構成している。

「WTO型」は、政府調達に関する協定に基づき企業評価項目を設定していないことから、技術提案等の提案項目のみを評価項目に設定している。なお、求める技術提案は4問とし、入札参加者は1問につき最大5項目まで提案することができる。

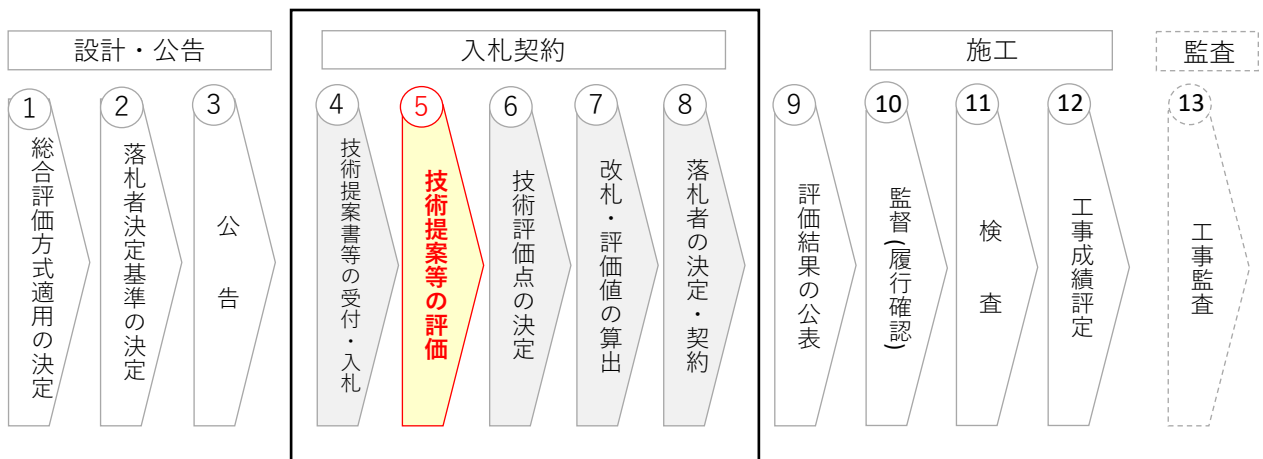
「I型」は、技術提案等の提案項目と企業評価項目を評価項目に設定している。なお、求める技術提案は最大4問まで求めることができ、入札参加者は1問につき最大5項目まで提案することができる。

「II型」は、I型の技術提案に代えて施工上の提案として簡易な提案を2問求めており、入札参加者は「最も注意すべき事項」と「具体的な対応策」を提案することができる。

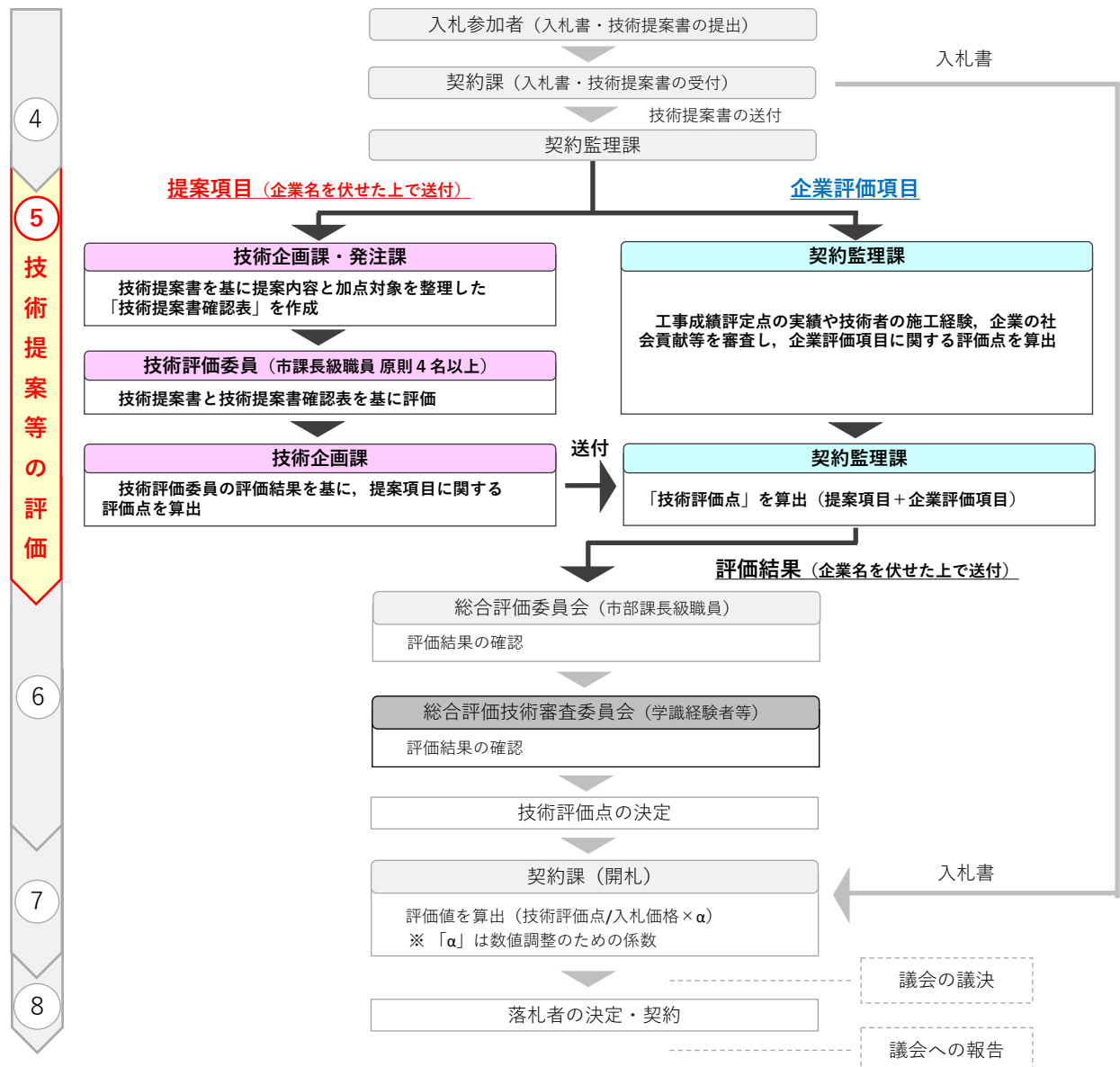
評価項目			型式		
			WTO型	I型	II型
提案項目	技術提案	性能・機能の確保、品質管理、安全管理、周辺への配慮等の施工技術に関する提案 配点（加算点）	○ （提案4問） 60	○ （提案1～4問） 10～40	/
		品質管理、安全管理に関する施工上の提案 配点（加算点）	/	/	
	地場企業の活用	地場企業への下請計画、地場企業からの資材調達計画 配点（加算点）	○ 0～2	○ 0～2	○ 0～2
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績、同種工事の施工実績、品質管理、安全管理等 配点（加算点）	/	○ 7～8	○ 7～8
		技術者の能力	資格の保有状況、同種工事の施工経験 配点（加算点）	/	○ 2
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献、災害対策協力企業、本店所在地 配点（加算点）	/	○ 2.5～3.5	○ 2.5～3.5
配点（加算点）			60～62	21.5～55.5	17.5～21.5

(6) 総合評価方式の手続き

① 実施の流れ



【技術提案等（提案項目・企業評価項目）の評価の流れ】



② 提案項目の評価方法

ア W T O型, I型

(ア) 評価は相対評価

項目ごとに、最も優れた者を満点評価（10点）とし、その他の者は、最も優れた者に対する相対評価（9点以下）とする。 ※W T O型の満点評価は15点。

(イ) 評価点は技術評価委員4名の平均点

項目ごとに、技術評価委員4名が個々に算出した点数を平均した値が評価点となる。

【評価事例】

対象工事：公民館新築工事

提案項目：コンクリートの品質確保について（1問）

入札参加者：3者

最高得点者：受付No.1

（入札参加者の評価点）

入札参加者名	技術評価委員				評価点
	A委員	B委員	C委員	D委員	
受付No.1	10点	10点	10点	9点	9.75点
受付No.2	8点	9点	8点	10点	8.75点
受付No.3	5点	6点	6点	5点	5.50点

（技術評価委員の視点）

技術評価委員	評価の視点
A・B・C委員	生コンクリートを密実に充填するための施工方法の提案を高評価とした
D委員	生コンクリート自体の品質を向上させる材料変更等の提案を高評価とした

イ II型

II型の創設

II型は、I型における入札参加者の技術提案に係る負担軽減を目的に、簡易な型式として平成24年2月に創設。

(ア) 評価は絶対評価

項目ごとに、「最も注意すべき事項」は「○, ×」, 「具体的な対応策」については「○, △, -, ×」による絶対評価とする。

(イ) 評価点は技術評価委員4名の合議による点数

項目ごとに、技術評価委員4名の合議により判断した値が評価点となる。

評価項目	配点			最大 3点 (1問)
最も注意すべき事項	○	妥当	1点	
	×	不妥当	加算点なし	
具体的な対応策	○	標準案を上回る	2点	
	△	標準案の範囲	1点	
	-	具体性が不明確等	加算点なし	
	×	採用不可	加算点なし	

【評価事例】

対象工事：空調設備工事

提案項目：冷媒配管溶接接合部における品質管理（工事目的物の品質確保）について

入札参加者：3者

最高得点者：受付No.1

（審査結果）

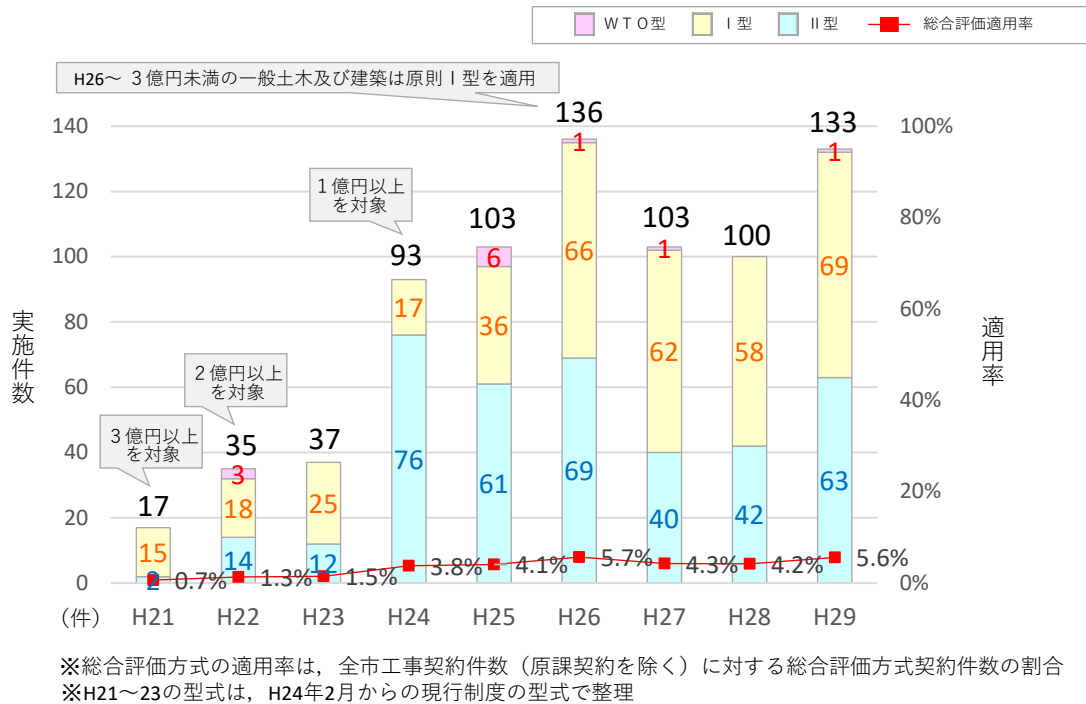
（入札参加者の評価点）

入札参加者	最も注意すべき事項	具体的な対応策	評価点
受付No.1	1点	2点	3点
受付No.2	1点	1点	2点
受付No.3	1点	0点	1点

入札参加者	審査理由
受付No.1	代替フロン探知機を用いてガス漏れの有無を確認することは、ガス漏れ防止に効果がある
受付No.2	酸化防止措置として、配管内に不活性ガスを通しながら溶接を行うことは、標準案の範囲に留まる
受付No.3	火なし工法により冷媒配管を接合することは、仕様書で規定された接合方法でないため、採用できない

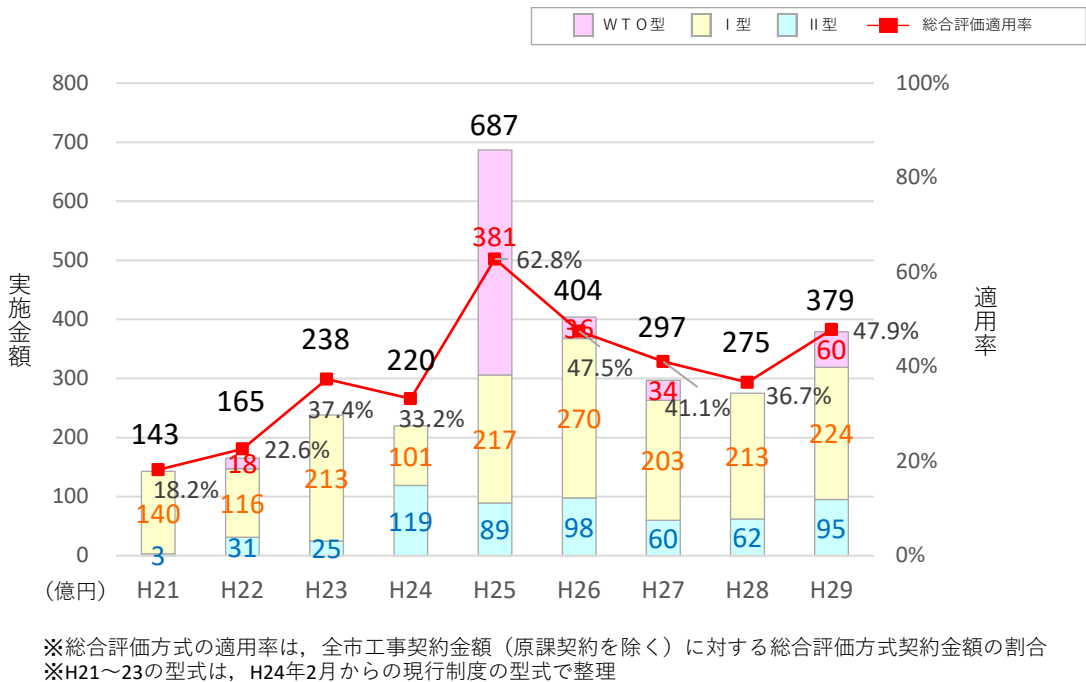
2. 実施状況

(1) 年度別件数



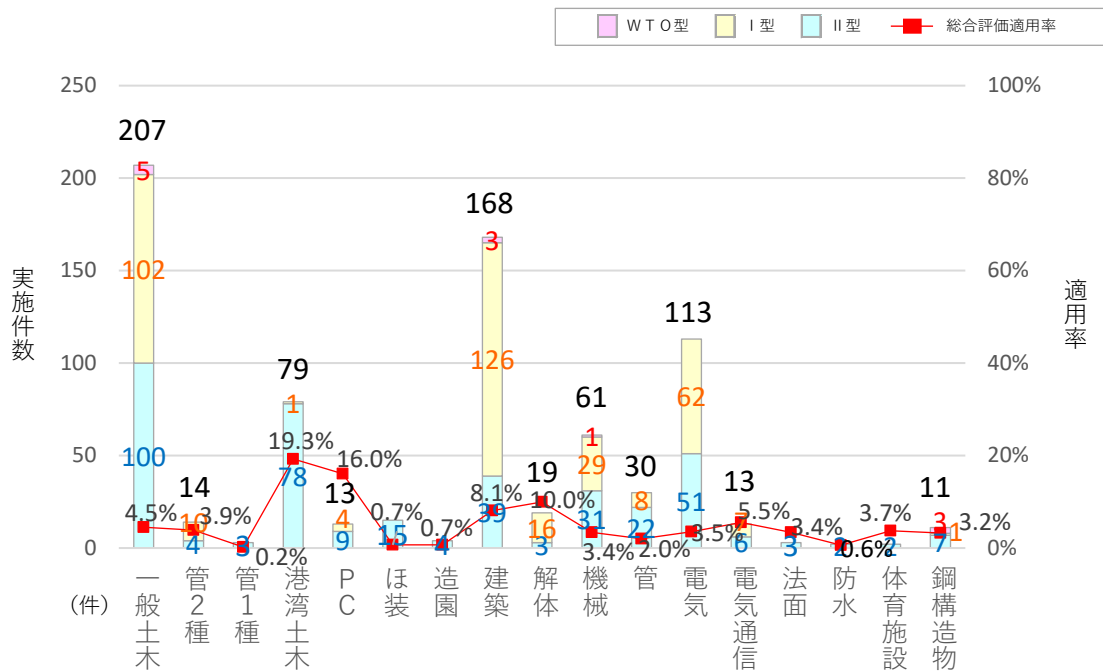
- H21～29年度の総実施件数は757件。
(WTO型：12件，I型：366件，II型：379件)
- 総合評価適用率は概ね5%程度。

(2) 年度別金額



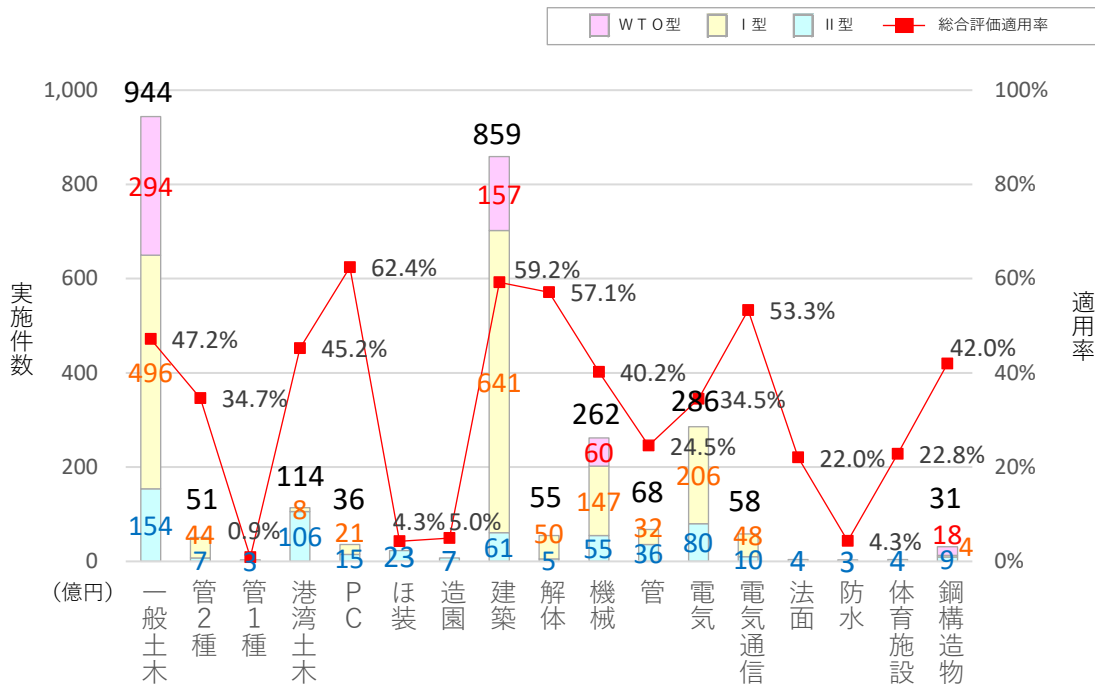
- H21～29年度の総実施金額は約2,808億。
(WTO型：529億円，I型：1,697億円，II型：582億円)
- 総合評価適用率は概ね4割程度。

(3) 業種別件数



- ▶ 業種別実施件数は、工事規模が大きい、一般土木、建築、電気が多い。
- ▶ また、一般土木、建築、電気においては、I型の適用割合が高い。
- ▶ 業種別総合評価適用率は、最大：港湾土木（19.3%）、最小：管1種（0.2%）。

(4) 業種別金額



- ▶ 業種別実施金額は、工事規模が大きい、一般土木、建築が高い。
- ▶ 業種別総合評価適用率は、最大：P C（62.4%）、最小：管1種（0.9%）。

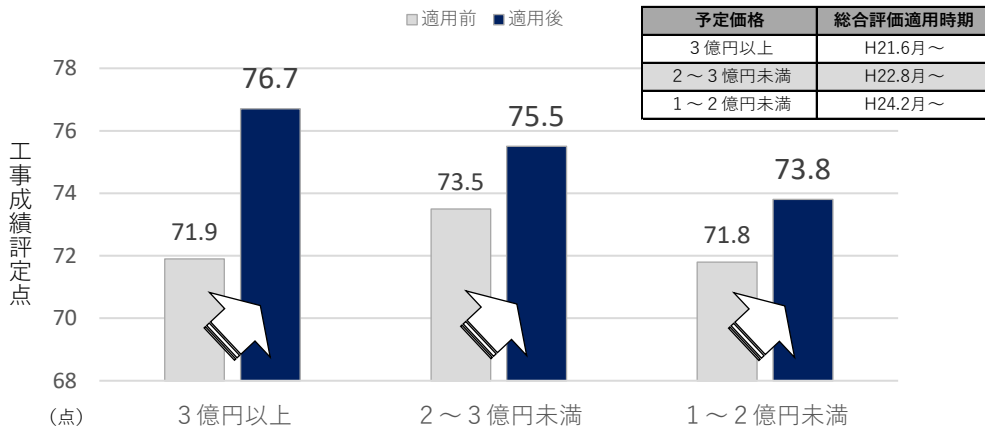
3. 検証

(1) 導入・試行により期待された効果

① 工事成績評定点

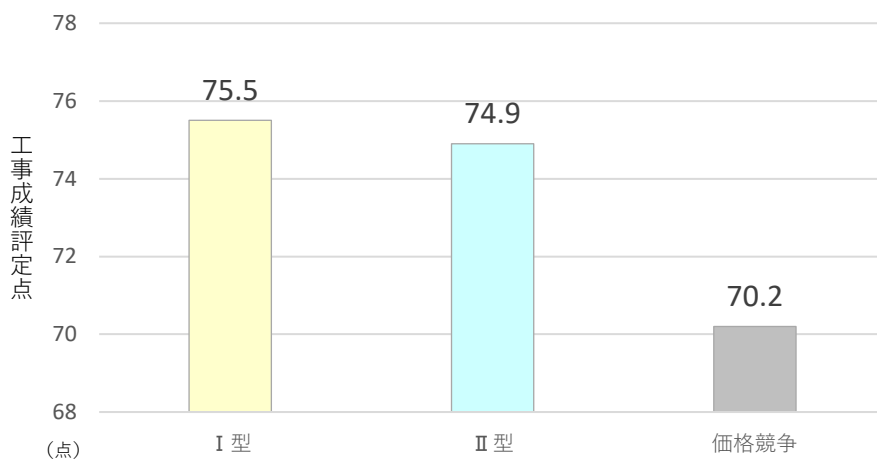
総合評価方式は、公共工事の品質向上と技術力の向上に寄与するとしていたことから、工事成績評定により、その効果を検証する。

ア 総合評価導入前と導入後の比較



- 導入前と比べると、全ての価格帯で工事成績評定点は上昇した。
- その中でも、3億円以上での点数の伸びが高い。

イ 総合評価と価格競争との比較

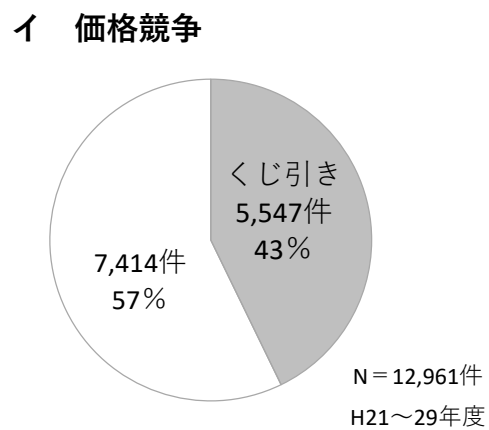
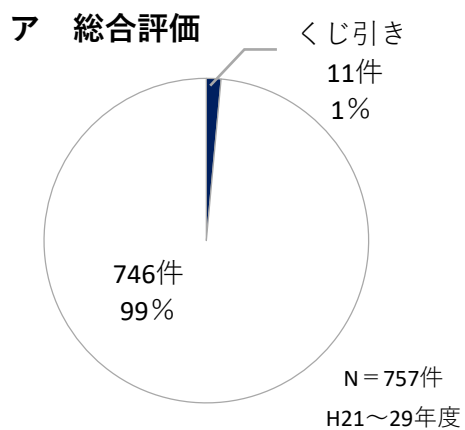


※平均点は、1億円以上に対象を拡大したH24年度以降の平均点
※実施件数が少ないWTO型は除く

- 総合評価は、価格競争より約5点高い。
- 型式の違いによる工事成績評定点の差はほぼない。

②くじ引きの発生状況

総合評価方式は、くじ引きの防止や談合防止に効果があるとしていたことから、くじ引きの発生状況により、その効果を検証する。



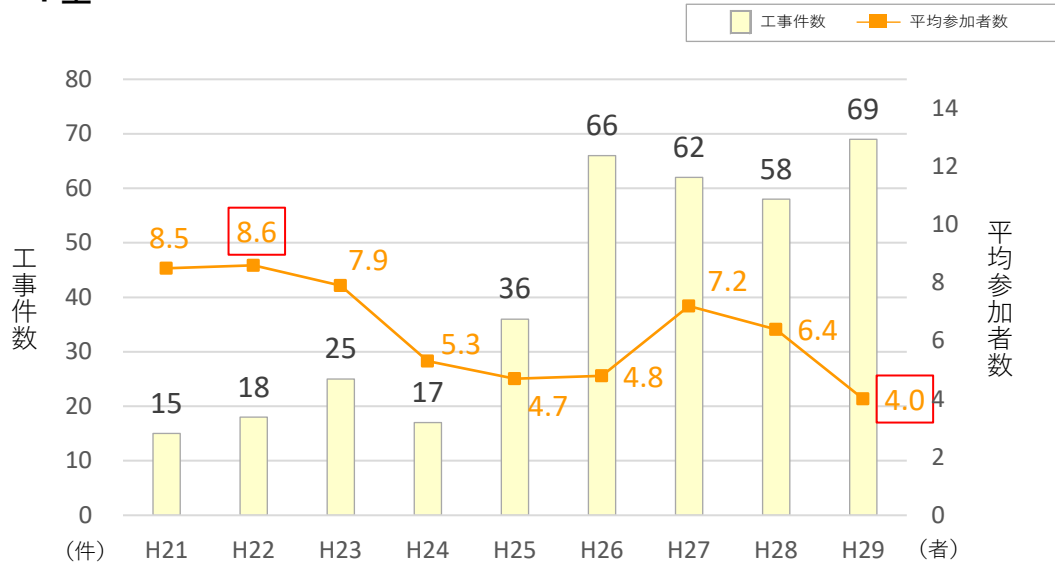
※価格競争は、随意契約を除く財政局契約課契約を対象

- 総合評価では、くじ引きの発生はほぼない。
- 価格競争では、約4割の工事でくじ引きが発生。

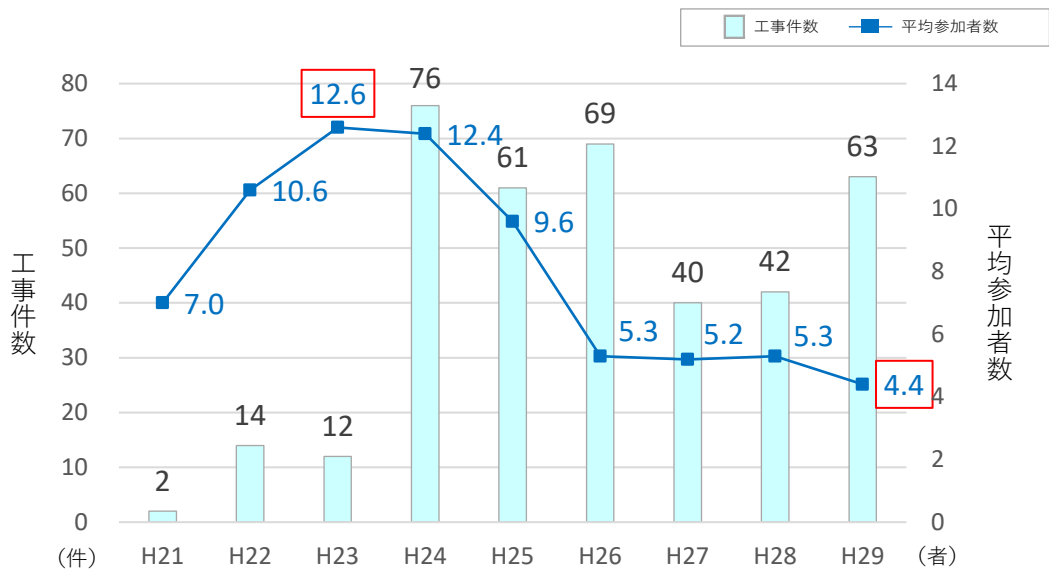
③入札参加者数の推移

I型の適用拡大により、技術力を有するが企業評価点が低い企業の受注機会の拡大や入札参加意欲の向上を見込んでいたことから、入札参加者数の推移によりその効果を検証する。

ア I型



イ II型



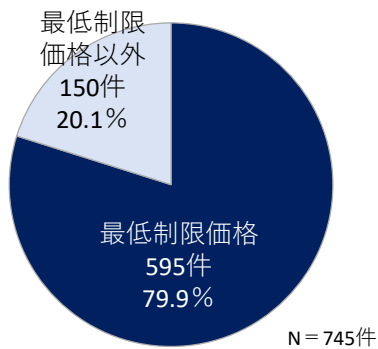
- I型における参加者数は、ピーク時の約5割まで減少。
- II型における参加者数は、ピーク時の約4割まで減少。

(2) 企業間の競争結果

①落札価格及び技術評価点の得点の状況

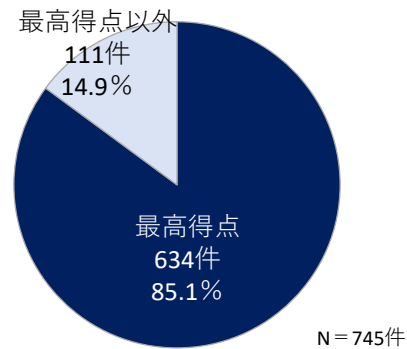
落札者に占める「最低制限価格」での落札割合と「最低制限価格以外」での落札割合及び落札者に占める「最高得点」での落札割合と「最高得点以外」での落札割合を検証する。

ア 落札価格



※WTO案件（12件）を除く

イ 技術評価点の得点



※WTO案件（12件）を除く

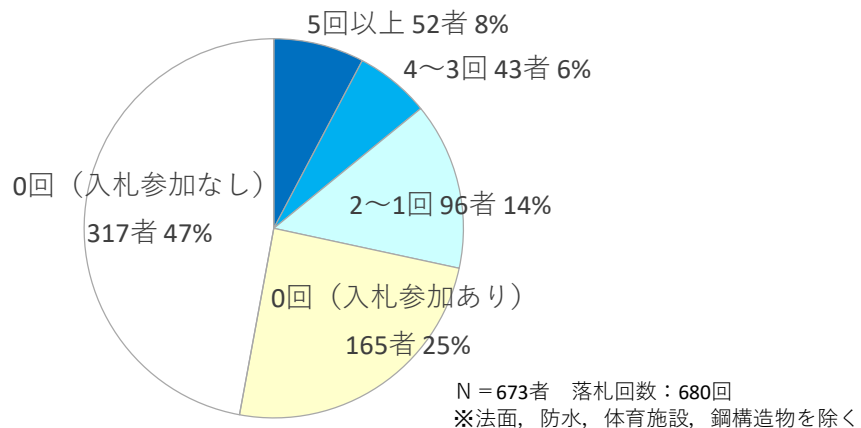
- 全体の約80%が最低制限価格で落札。
- 全体の約85%が最高得点で落札。

②落札回数・入札参加の状況

平成21年度からの総合評価方式での落札回数と入札参加状況を検証する。

対象者：福岡市内に本店を有する当該業種・等級登録1位の企業（H29.8.1時点）
対象期間：H21年度～H29年度

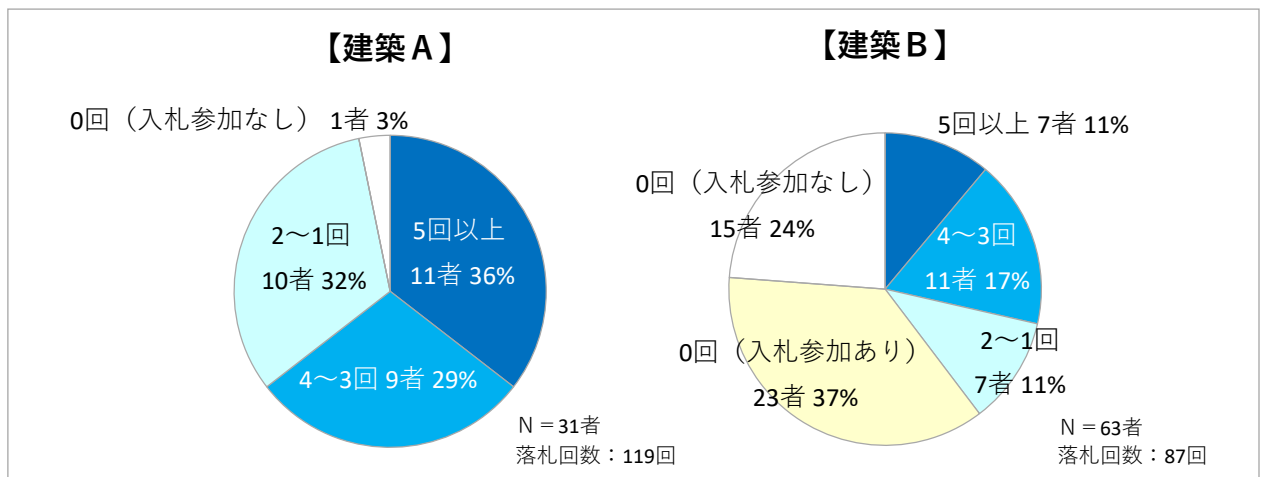
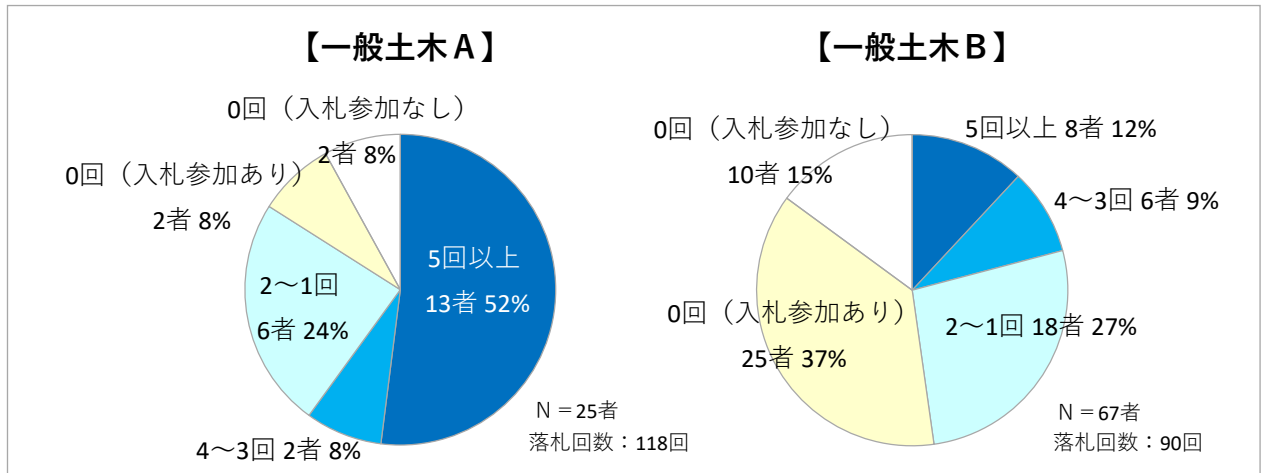
ア 落札回数・入札参加状況



(参考) 一般土木A・B及び建築A・B登録企業の

総合評価方式（1億円以上）落札回数・入札参加の状況

対象者：福岡市内に本店を有する当該業種・等級登録1位の企業（H29.8.1時点）
 対象期間：H21年度～H29年度



➤ 一般土木、建築ともに、全ての工事が総合評価方式であるA等級に比べ、総合評価方式と価格競争が混在するB等級では、「入札に参加するが落札できていない企業」の割合が高い。

(参考) 業種・等級と予定価格の区分

業種・等級	予定価格	総合評価の対象
一般土木A	2億円以上	1億円以上
一般土木B	7,000万円以上2億円未満	

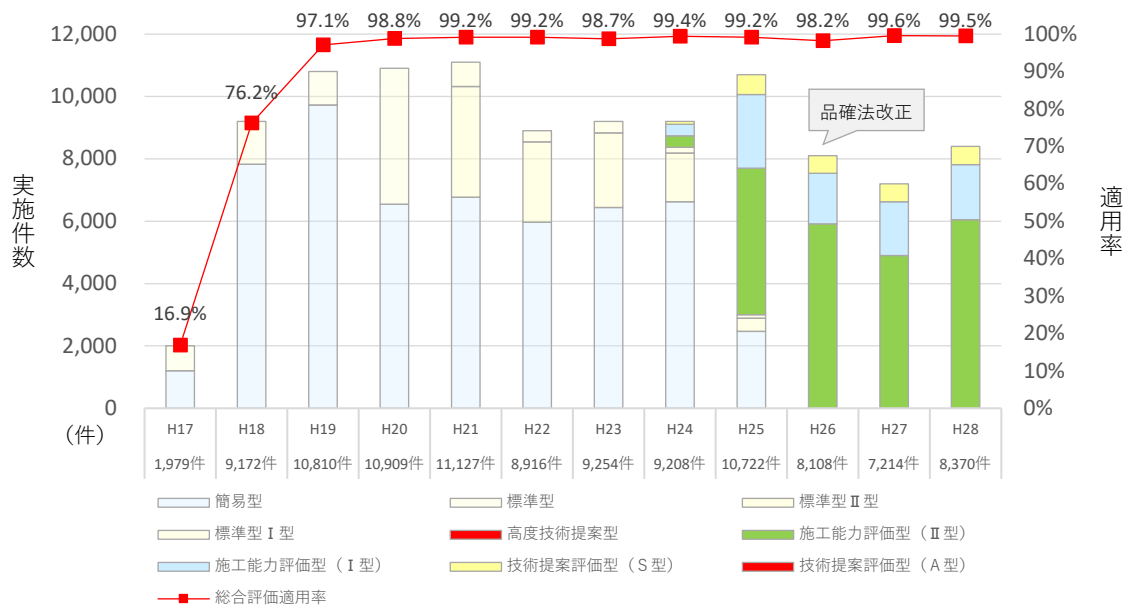
業種・等級	予定価格	総合評価の対象
建築A	3億円以上	1億円以上
建築B	8,000万円以上3億円未満	

(3) 国や他都市との比較

国や他都市での総合評価適用工事における「適用型式」や「適用工事価格帯」の実施状況について検証する。

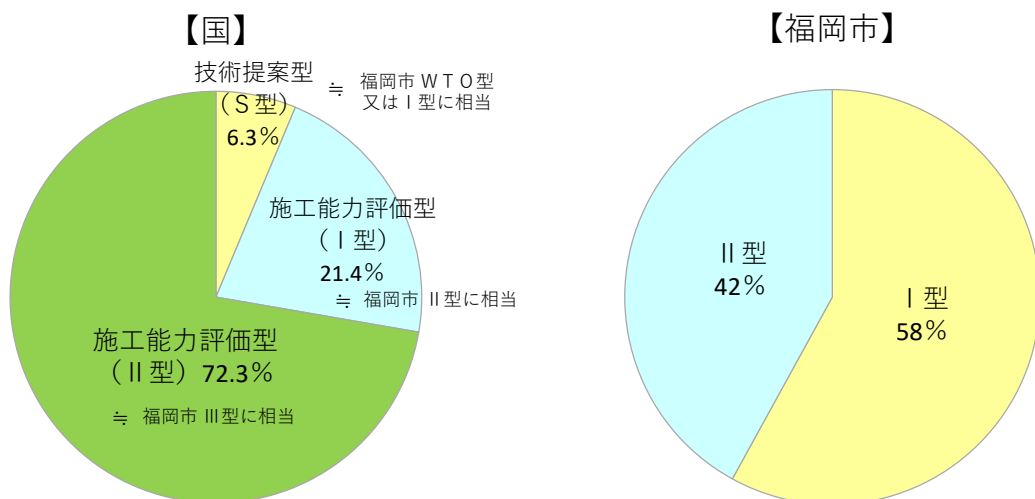
① 国の実施状況

ア 実施件数



- H28年度は、8,370件を実施。
- 総合評価の適用率は、99.5%。
- 品確法が改正されたH26年度以降は、施工能力評価型（Ⅱ型）の適用件数が最も多い。

イ 福岡市との比較（H28年度実績）

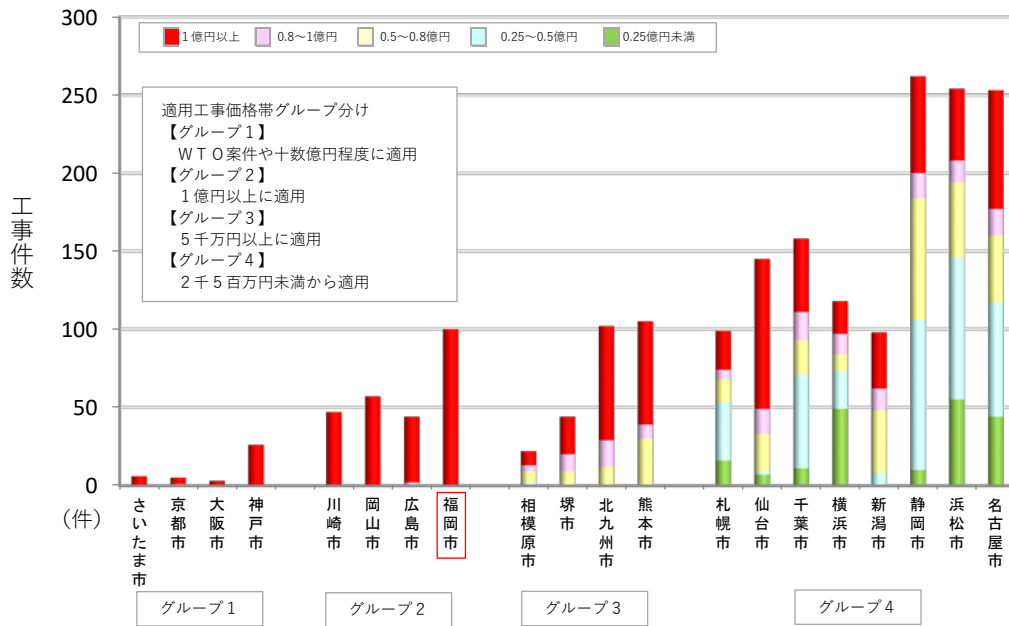


※ 「Ⅲ型」とは、工事の規模が小さく技術的工夫の余地が小さい予定価格1億円未満の工事に適用するもので現時点は、運用していない

- 福岡市のWTO型、Ⅰ型に相当する「技術提案型（S型）」の適用率は、約6%。
- 〃 Ⅱ型に相当する「施工能力評価型（Ⅰ型）」の適用率は、約22%。
- 〃 Ⅲ型に相当する「施工能力評価型（Ⅱ型）」の適用率は、約72%。

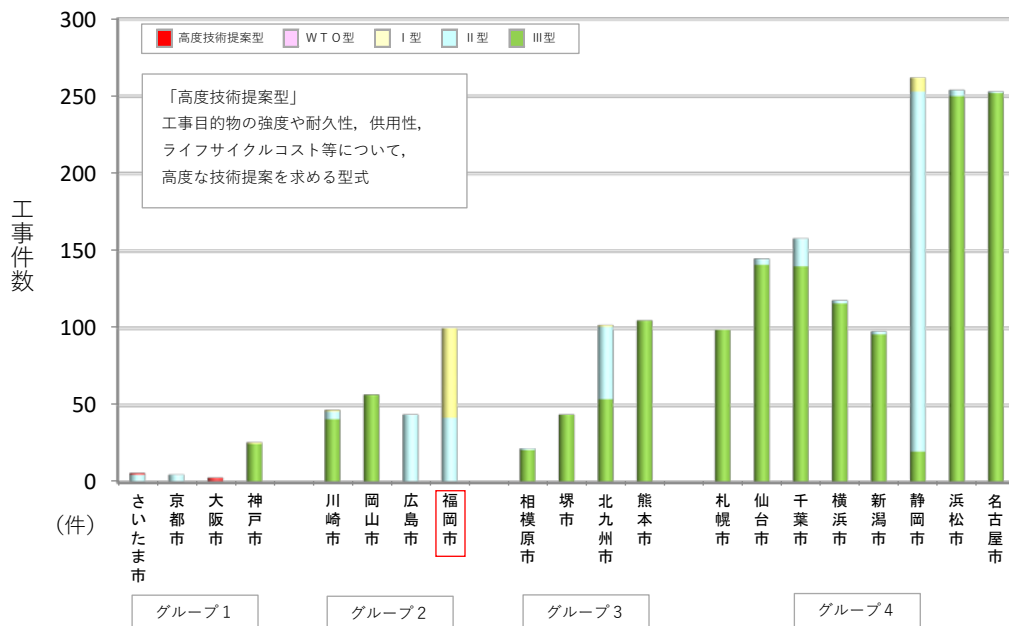
②政令指定都市の実施状況

ア 適用工事価格帯



- グループ1は、WT0案件等の大規模工事に適用。
- グループ2は、1億円以上に適用。
- グループ3・4は、1億円未満にも適用。

イ 適用型式



- グループ1・2は、福岡市のII型又はIII型に相当する型式の適用割合が高い。
- グループ3・4は、福岡市のIII型に相当する型式の適用割合が高い。
- 福岡市は、I型が主流（適用率58%）。

4. 今後のあり方

(1) 踏まえるべき社会情勢の変化など

① 品確法の改正

ア 改正の概要

平成26年6月に 現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的に、ダンピング受注の防止や受発注者の事務負担軽減など具体的な取り組みが示された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律	
<背景> ○ダンピング受注, 行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足, 若年入職者減少 ○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大	>H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致) >H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致) >H26.6.4 公布・施行
<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保	
☆ 改正のポイントⅠ: 目的と基本理念の追加	
○目的に, 以下を追加 ・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進 ○基本理念として, 以下を追加 ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施 ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・ダンピング受注の防止 ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金, 安全衛生等の労働環境改善 ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断含む)の品質確保 等	
☆ 改正のポイントⅡ: 発注者責務の明確化	
○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう, 市場における労務, 資材等の取引価格, 施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定 ○不調, 不落の場合等における見積り徴収 ○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定 ○計画的な発注, 適切な工期設定, 適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等	各発注者が基本理念にのっとり発注を実施 効果 → ・最新単価や実態を反映した予定価格 ・歩切りの根拠 ・ダンピング受注の防止 等
☆ 改正のポイントⅢ: 多様な入札契約制度の導入・活用	
○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用, 実際に必要とされる価格での契約 ○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減 ○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約, 一括発注, 共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注 ○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有, 災害時の体制等を審査・評価	
法改正の理念を現場で実現するために, ○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力 ○国が地方公共団体, 事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定	

出典：国土交通省HP

イ 国や他都市の取り組み事例

(ア) ダンピング防止対策

■ 低入札価格調査制度等の導入について（国からの要請）

総務省及び国土交通省からは、低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準等の導入により、適切なダンピング対策を実施するよう要請がなされている。

「総合評価方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」

(平成29年9月29日付 総務省自治行政局行政課長・国土交通省土地・建設産業局建設課長)

ダンピング防止対策について			
制度	低入札価格・特別重点調査(本市:WTO)	北九州市(WTOは別途設定)	福岡県(WTOは別途設定)
模式図			
制度概要	調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされない場合には、当該入札者を落札者とししない制度	基準価格を設定し、入札価格が基準価格を下回るほど評価値を下げる方式 基準価格以下でも失格にはならない	基準価格と失格基準価格の間で入札を行ったものについてペナルティ(契約保証金・違約金の増額(1/10→3/10)、技術者の追加配置)を与え、失格基準価格以下で入札を行ったものについて失格とする方式
評価値の算定式	評価値 = $\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$	評価値 = $\frac{\text{技術評価点}}{\text{基準価格} + (\text{基準価格} - \text{入札価格})}$	評価値 = $\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$
備考	・低入札価格調査・特別重点調査基準価格は、入札前非公表	・予定価格のみ事前公表 ・基準価格は、最低制限価格と同じ算出式 ・H30年度に導入 ・WTO以外の全ての総合評価に適用	・予定価格、基準価格を事前公表 ・失格基準価格の算定式を公表 ・基準価格は、最低制限価格と同じ算出式 ・H30年度に導入、試行開始 ・H31年度から本格実施予定

(イ) 一括審査方式の導入

入札参加者の事務負担の軽減を図るため、参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、入札参加者は工事1件毎に技術資料を提出する必要がなく、1つの技術資料で複数工事の入札に参加できる方式。

なお、予定価格が高い工事から順に落札者が決定していく。

・導入都市：札幌

(ウ) ICT活用の評価

建設現場における生産性向上のため、調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを活用する場合、加点点評価する。

・導入都市：千葉

ICT：Information and Communication Technologyの略「情報通信技術」

(I) 若手・女性技術者配置の評価

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手を確保・育成するため、若手や女性を監理技術者等に配置する場合、加点点評価する、又はそのような評価項目に特化した型式を適用する。

・若手技術者の配置：札幌、仙台、さいたま、横浜、静岡、大阪、広島などの14都市で設定

・女性技術者の配置：札幌、仙台、横浜、大阪の4都市で設定

・人材育成型：札幌 実績育成タイプ：千葉

②主な意見等

ア 提案内容等の公表範囲の検討

(主な意見)

- ・技術提案内容の公表範囲が不十分であり、議案審議ができない。
- ・提案内容は、提案者の理解が得られれば公表すべき。
- ・各評価委員の名前を伏せた上で、それぞれの評価結果を公表すべき。
- ・監査委員等によるチェック体制も検討すべき。
- ・制度の仕組みや必要性等事業課の理解を深める取り組みも必要。

イ 標準案への採用

(主な意見)

- ・制度導入から期間も経過しており、提案内容には既に一般的になっている技術や特殊な技術等を要しないものが含まれているのではないかと。
- ・良い提案内容は、市が当初設計から積極的に採用すべき。

ウ 受注機会が少ない企業への配慮

(主な意見)

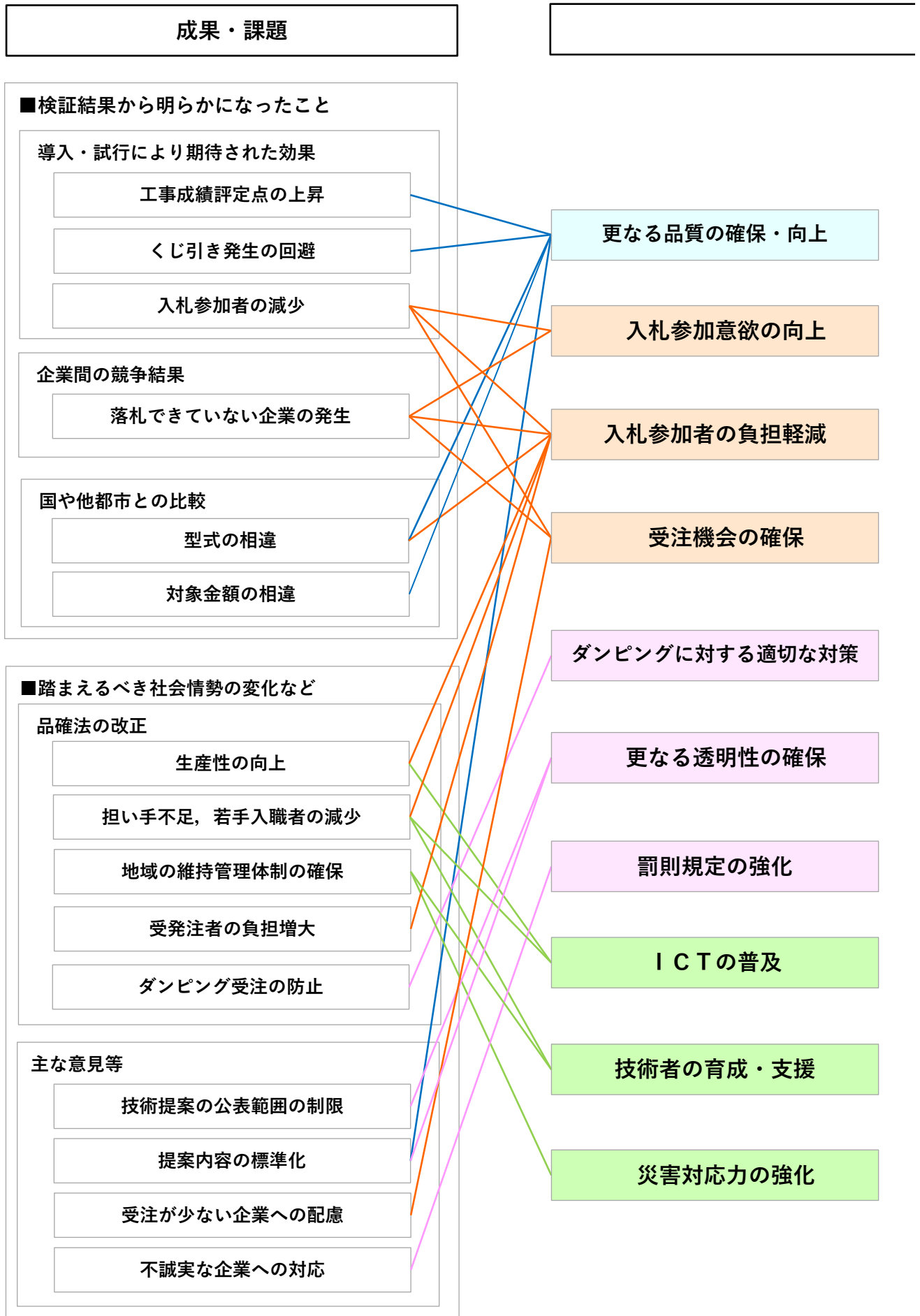
- ・公共工事が少なくなっており、過去の工事の実績を重視することは問題。
- ・受注が少ない企業は、受注が多い企業と比べ工事実績や工事成績の項目で不利。

エ 不誠実な企業への対応

(主な意見)

- ・建設業法違反等の不誠実な行為を行った者は、総合評価等でペナルティを検討すべき。

(2) 対応方針 (案)



方向性
1

公共工事の更なる品質確保

- ① 総合評価方式の1億円未満への拡大 ● 短期
- ② 一般的になった技術提案の標準案への採用 ● 短期

方向性
2

入札参加者の負担軽減

- ③ 技術提案に係る負担を軽減した型式の適用拡大 ● 短期
- ④ 一つの技術資料で複数の工事に参加できる一括審査方式の導入 ● 短期

方向性
3

制度・手続きの更なる適正化

- ⑤ 低入札価格調査制度等の適用の検討 ● 短期
- ⑥ 競争入札参加停止等措置を受けた企業への減点評価 ● 短期
- ⑦ 更なる透明性の確保に向けた検討 ● 継続

方向性
4

建設業の担い手確保と生産性の向上

- ⑧ 若手・女性技術者等の評価，受注が少ない企業への配慮の検討 ● 中期
- ⑨ 地域の安全・安心を担う災害対策協力企業の評価拡充 ● 短期
- ⑩ ICT活用工事の評価の検討 ● 中期

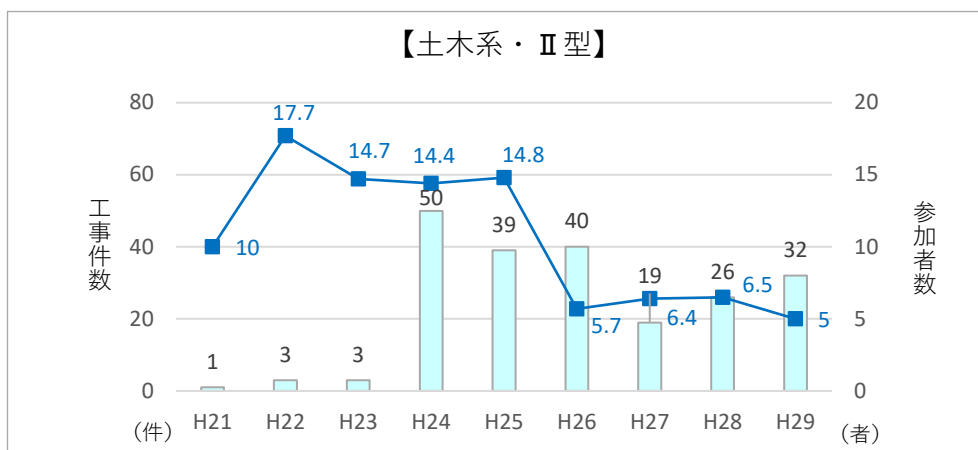
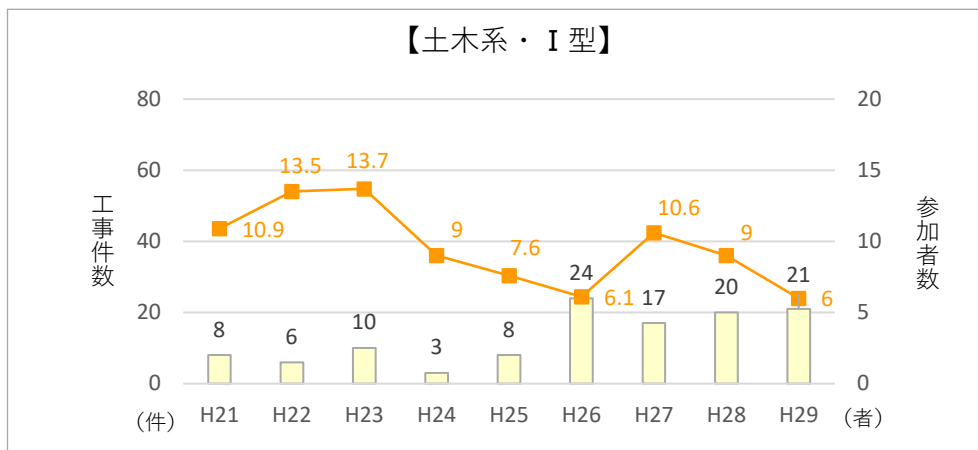
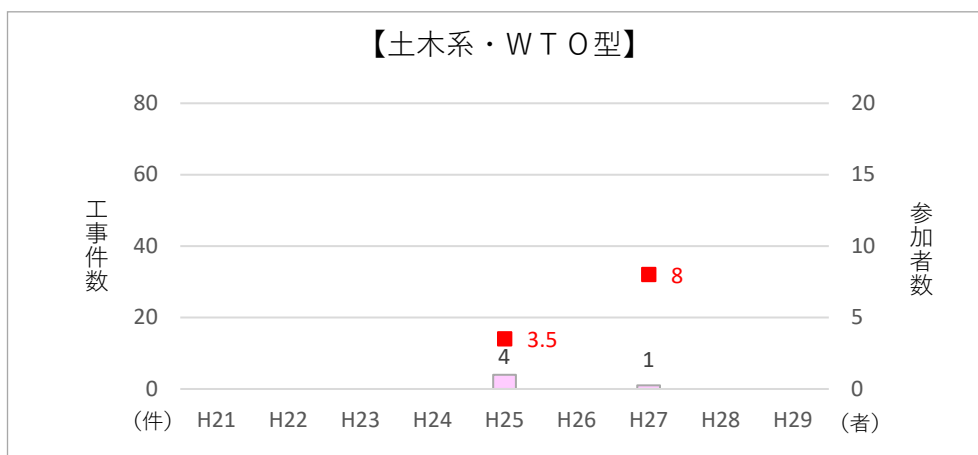
(参考資料編)

1. 競争参加の状況

(1) 1工事あたりの平均競争参加者数

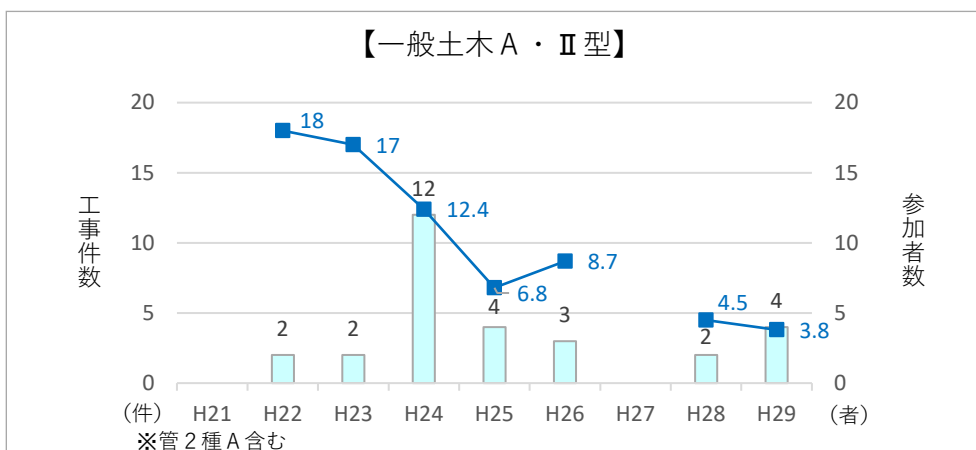
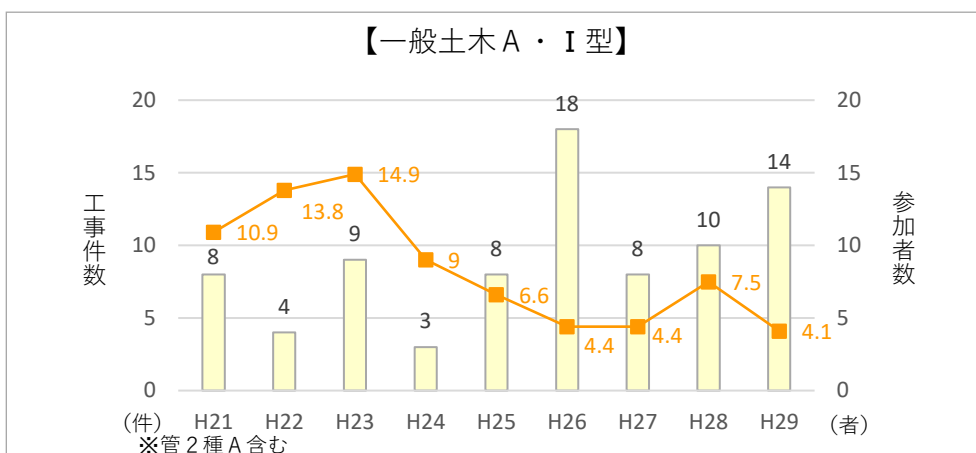
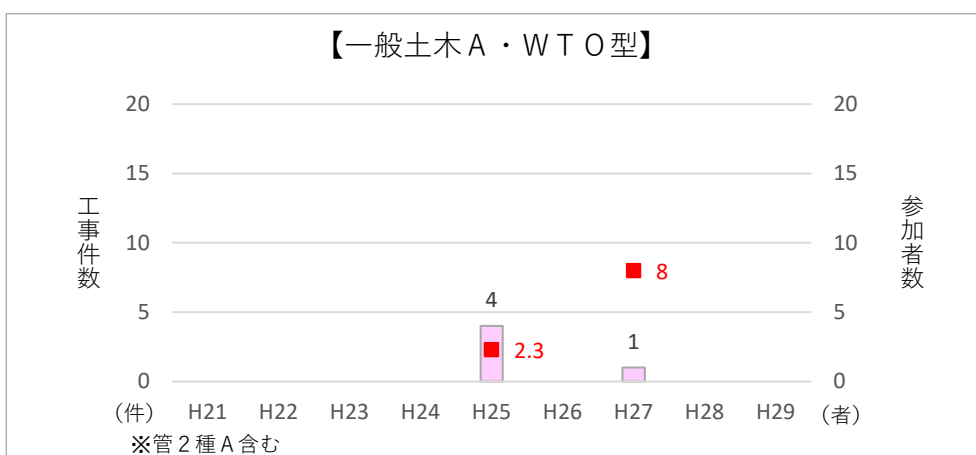
①-1 土木系（一般土木A・B，管2種A・B，管1種A，港湾土木，P・C，ほ装A，造園A）

- WTO型における1工事あたりの平均競争参加者数は、最大がH27年度の8者で、最小がH25年度の3.5者となっている。
- I型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H23年度の13.7者をピークに減少傾向となり、H27年度は一時的に増加したもののH28年度から再び減少に転じ、H29年度は6者（ピーク時の約4割）まで減少している。
- II型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H22年度の17.7者をピークにH29年度は5者（ピーク時の約3割）まで減少している。



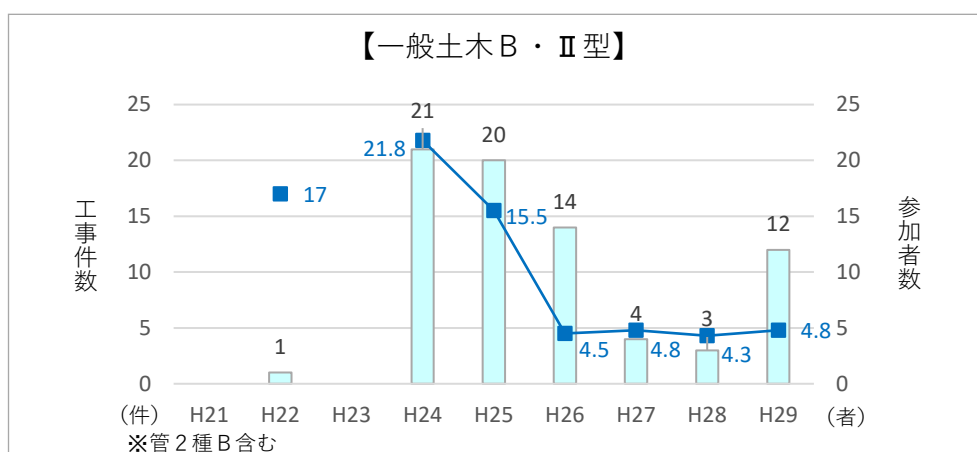
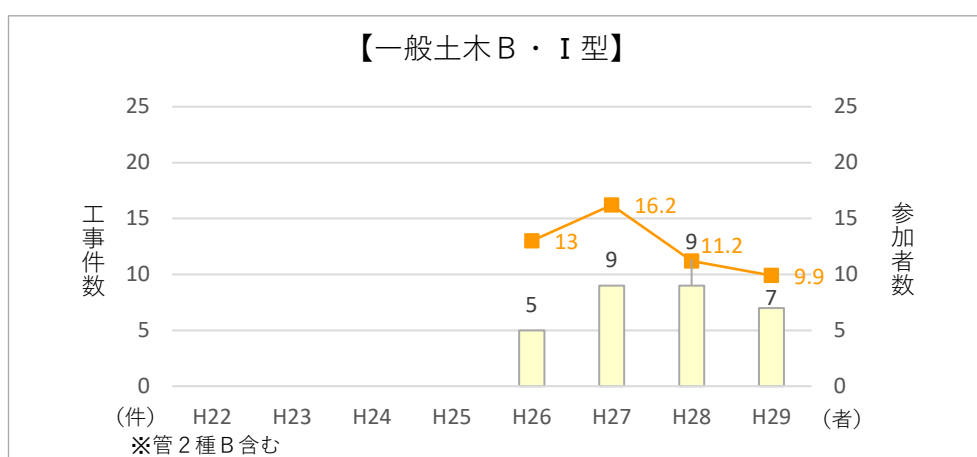
①-2 一般土木A

■ 一般土木Aにおける1工事あたりの平均競争参加者数は、I型においては、H23年度の14.9者をピークにH29年度は4.1者（ピーク時の約3割）まで減少しており、II型においても、H22年度の18者をピークにH29年度は3.8者（ピーク時の約2割）まで減少している。



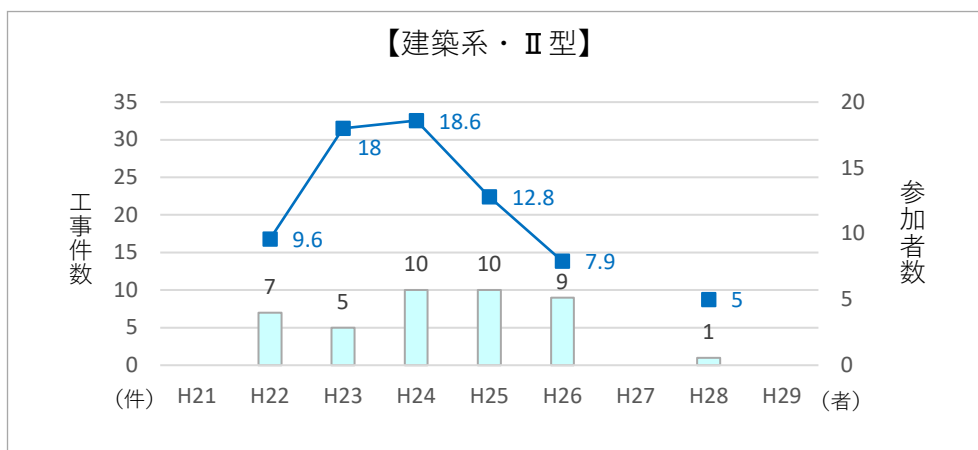
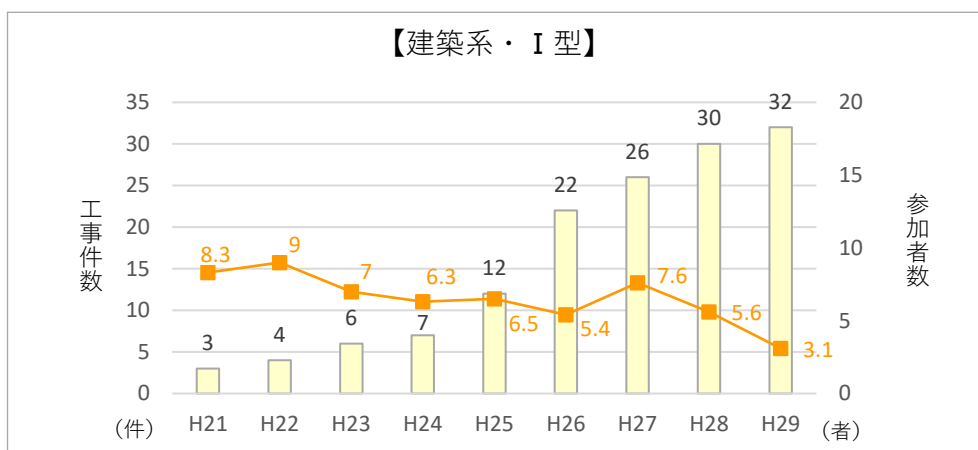
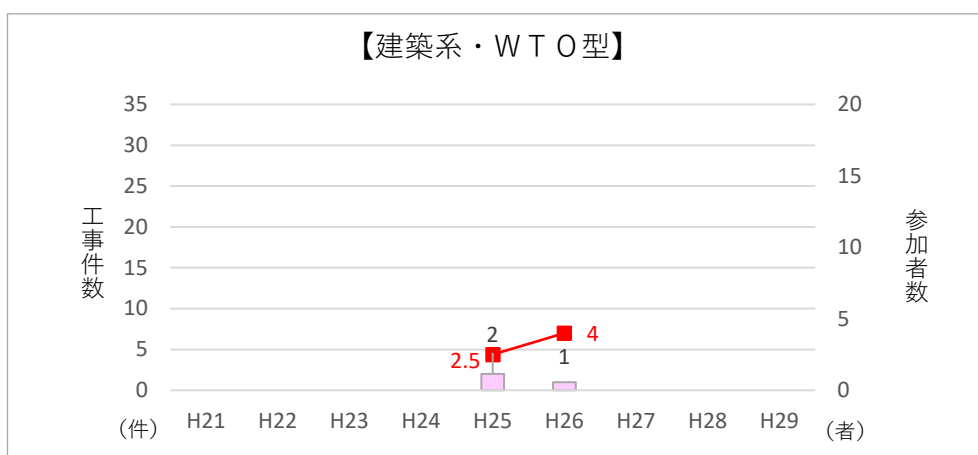
①-3 一般土木B

■ 一般土木Bにおける1工事あたりの平均競争参加者数は、I型においてはH27年度の16.2者をピークにH29年度は9.9者（ピーク時の約6割）まで減少しており、II型においても、H24年度の21.8者をピークにH29年度は4.8者（ピーク時の約2割）まで減少している。



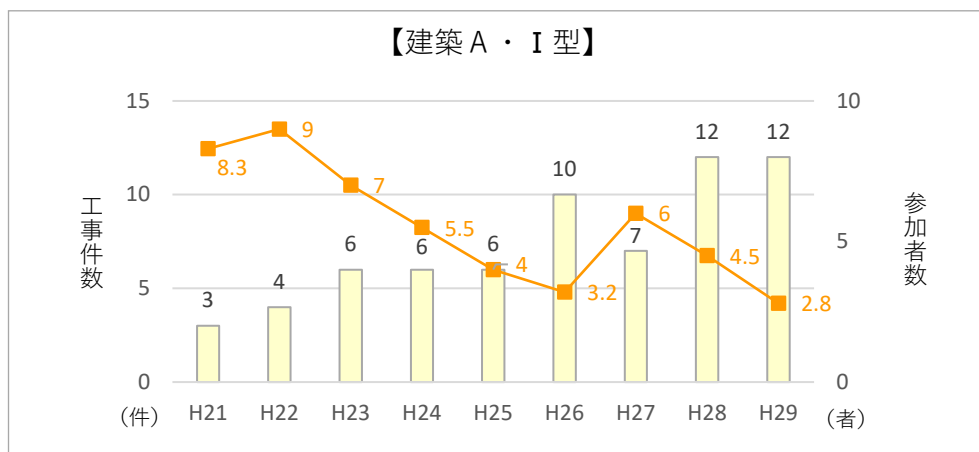
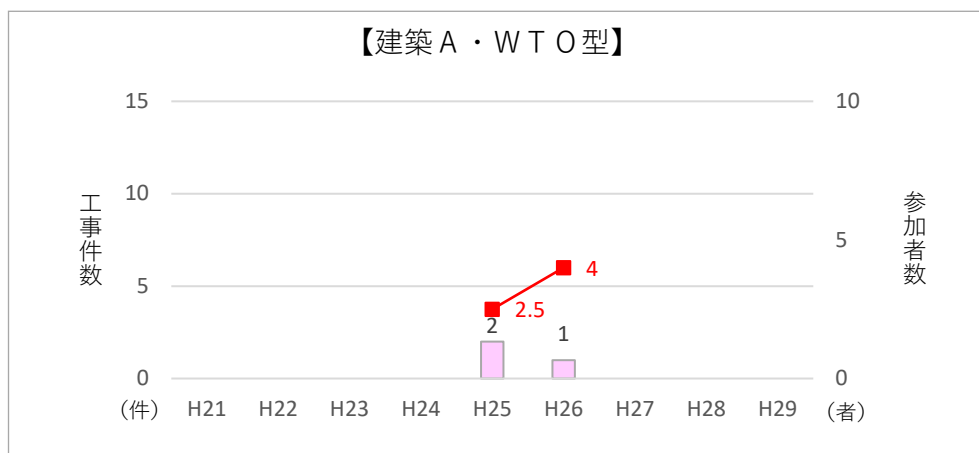
②-1 建築系（建築A・B，解体）

- WTO型における1工事あたりの平均競争参加者数は、最大がH26年度の4者で、最小がH25年度の2.5者となっている。
- I型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H22年度の9者をピークに減少傾向となり、H27年度は一時的に増加したもののH28年度から再び減少に転じ、H29年度は3.1者（ピーク時の約3割）まで減少している。
- II型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H24年度の18.6者をピークにH28年度は5者（ピーク時の約3割）まで減少している。



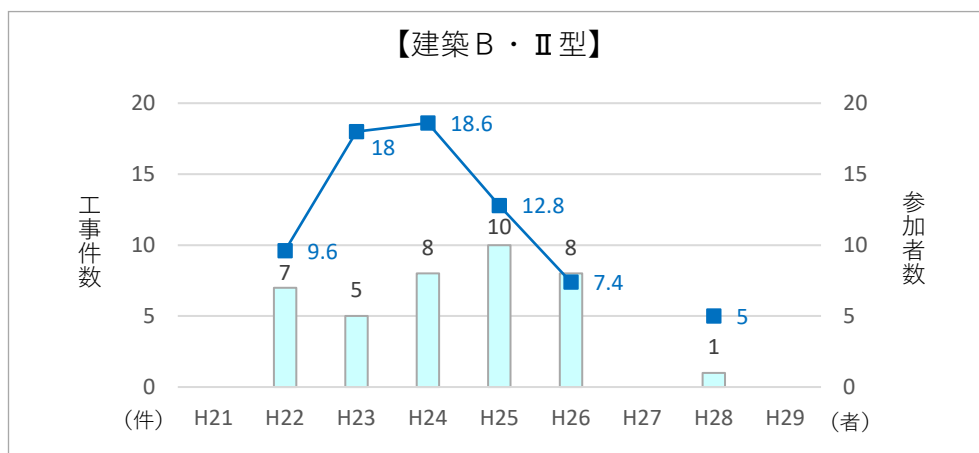
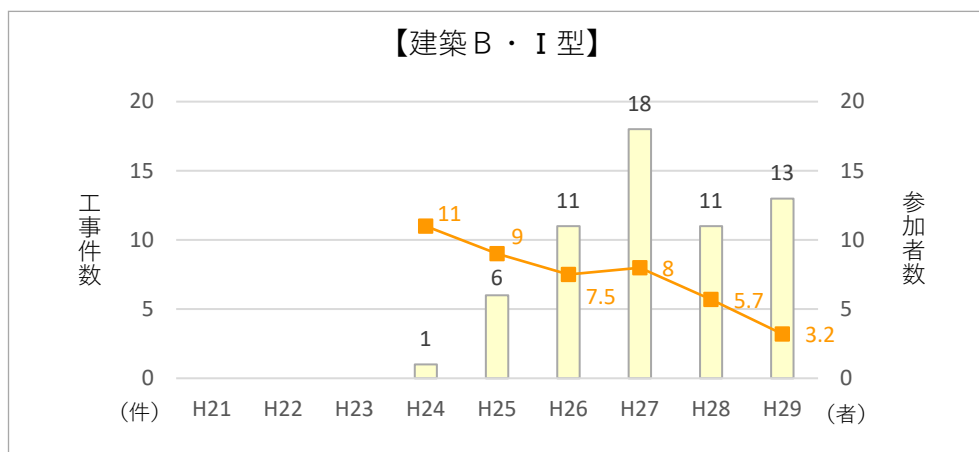
②-2 建築A

- 建築AのI型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H22年度の9者をピークに減少傾向となり、H27年度は一時的に増加したものの、H28年度から再び減少に転じ、H29年度は2.8者（ピーク時の約3割）まで減少している。



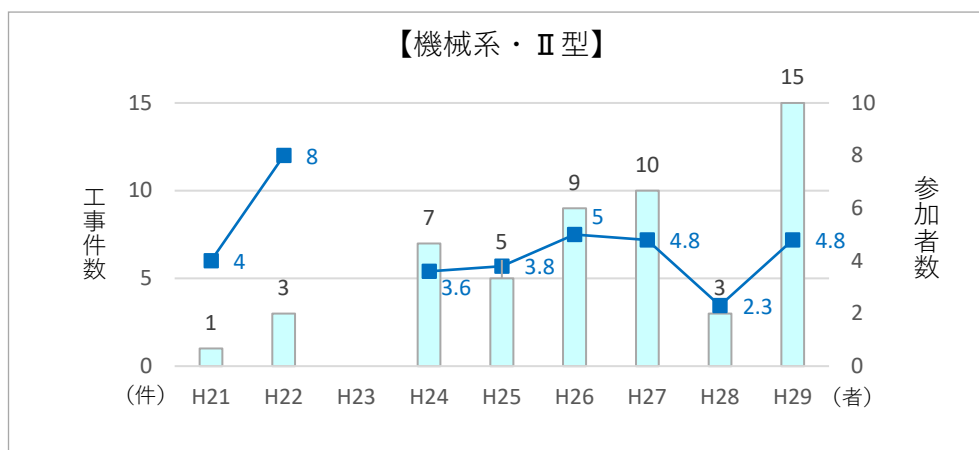
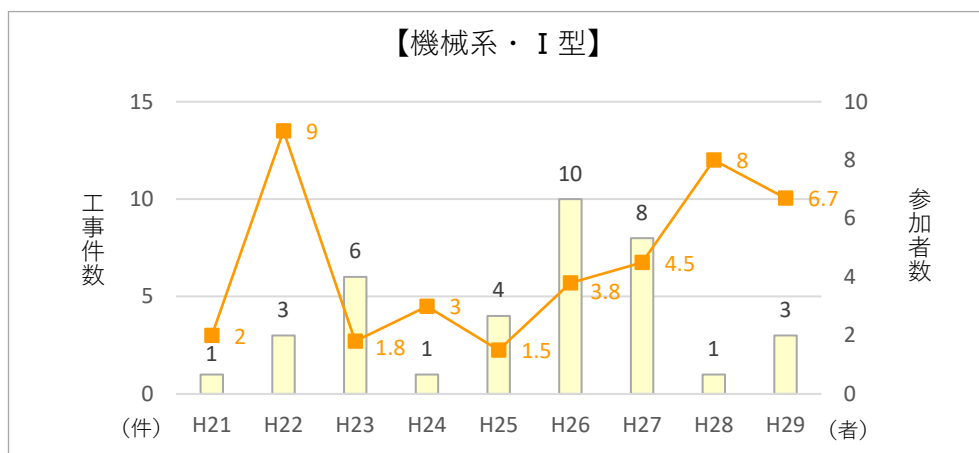
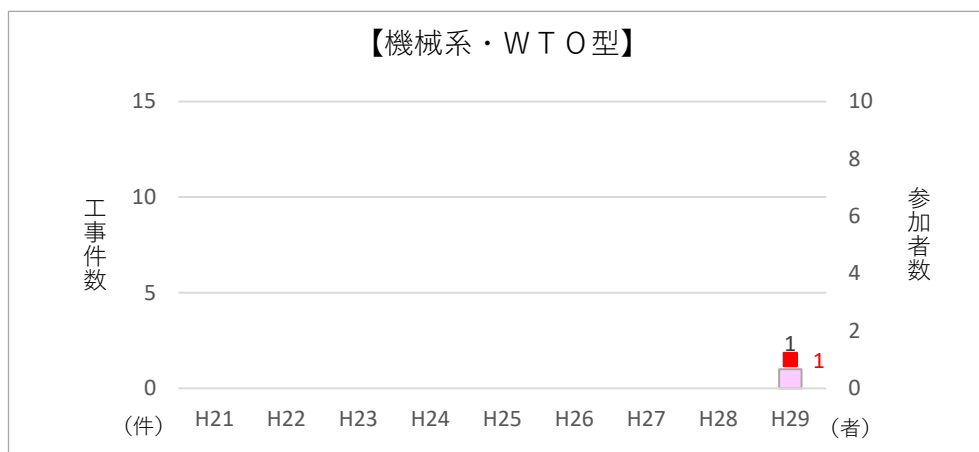
②-3 建築B

■ 建築Bにおける1工事あたりの平均競争参加者数は、I型においては、H24年度の11者をピークにH29年度は3.2者（ピーク時の約3割）まで減少しており、II型においても、H24年度の18.6者をピークにH29年度は5者（ピーク時の約3割）まで減少している。



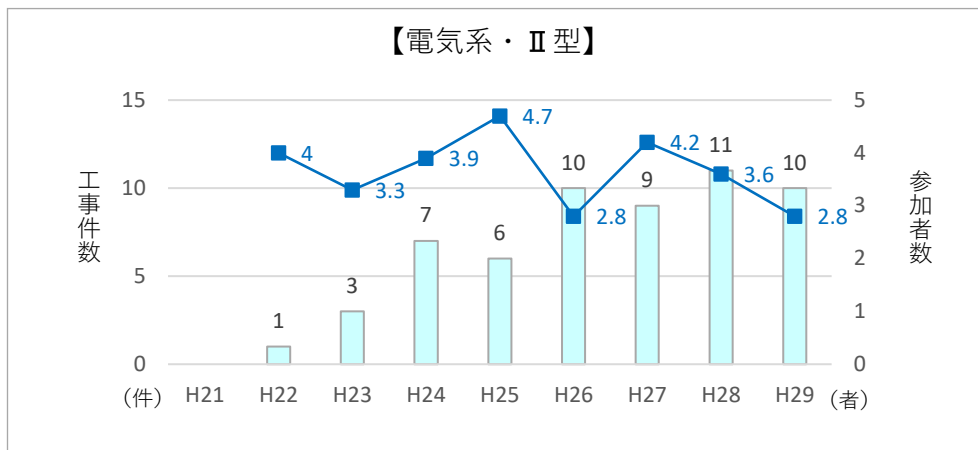
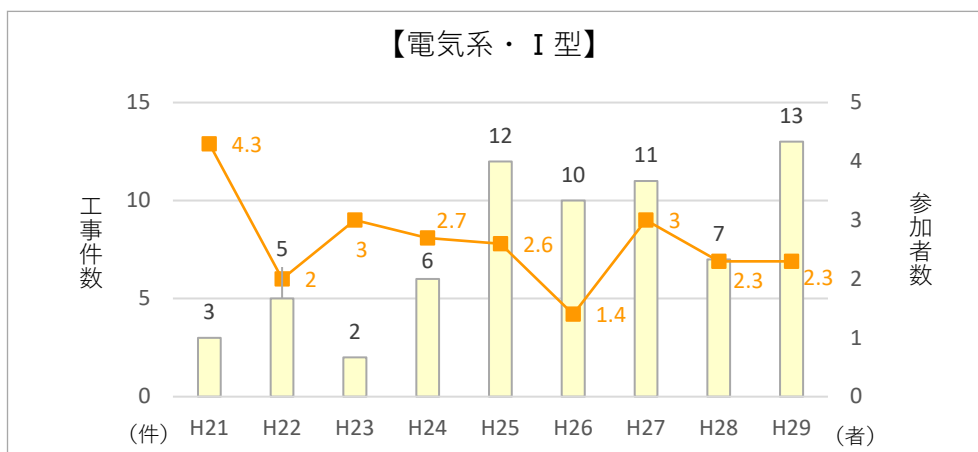
③ 機械系（機械，管A）

- WTO型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H29年度の1者となっている。
- I型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H22年度の9者をピークに一旦は減少したが、H25年度以降は上昇傾向にある。
- II型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H22年度の8者をピークに減少したが、H24年度以降は概ね横ばい傾向となっている。



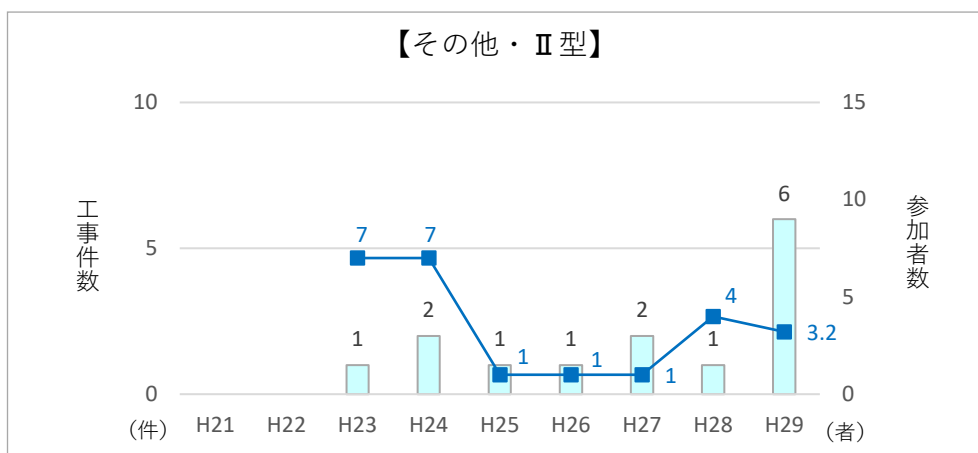
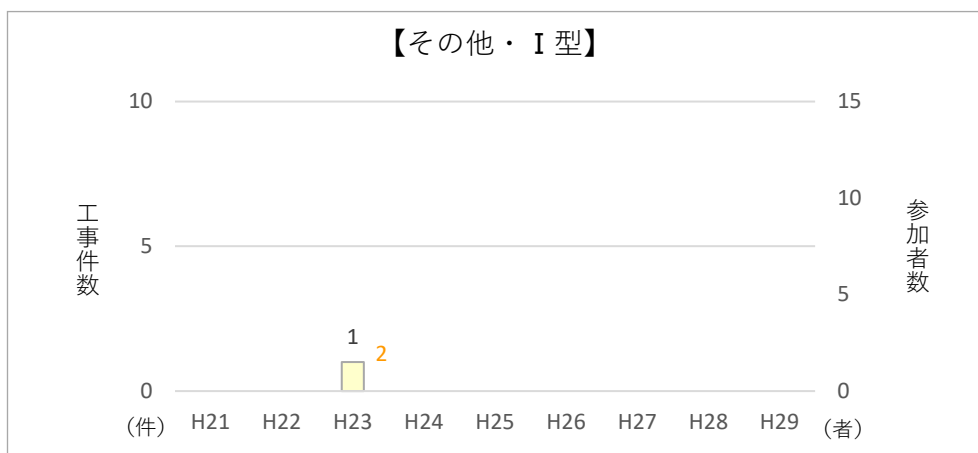
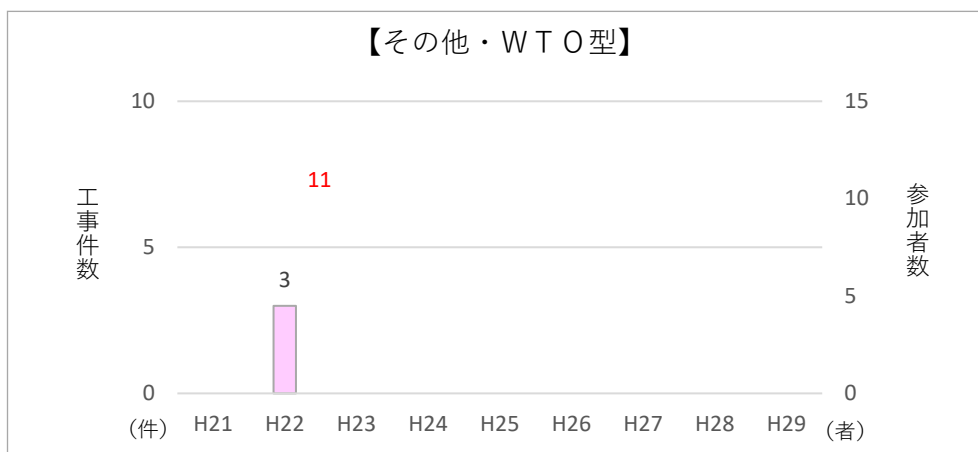
④ 電気系（電気A，電気通信）

- I型における1工事あたりの平均競争参加者数は、最大がH21年度の4.3者で、最小がH26年度の1.4者となっており、経年で概ね横ばい傾向となっている。
- II型における1工事あたりの平均競争参加者数は、最大がH25年度の4.7者で、最小がH26年度及びH29年度の2.8者となっており、経年で概ね横ばい傾向となっている。



⑤ その他（法面、防水、体育施設、鋼構造物）

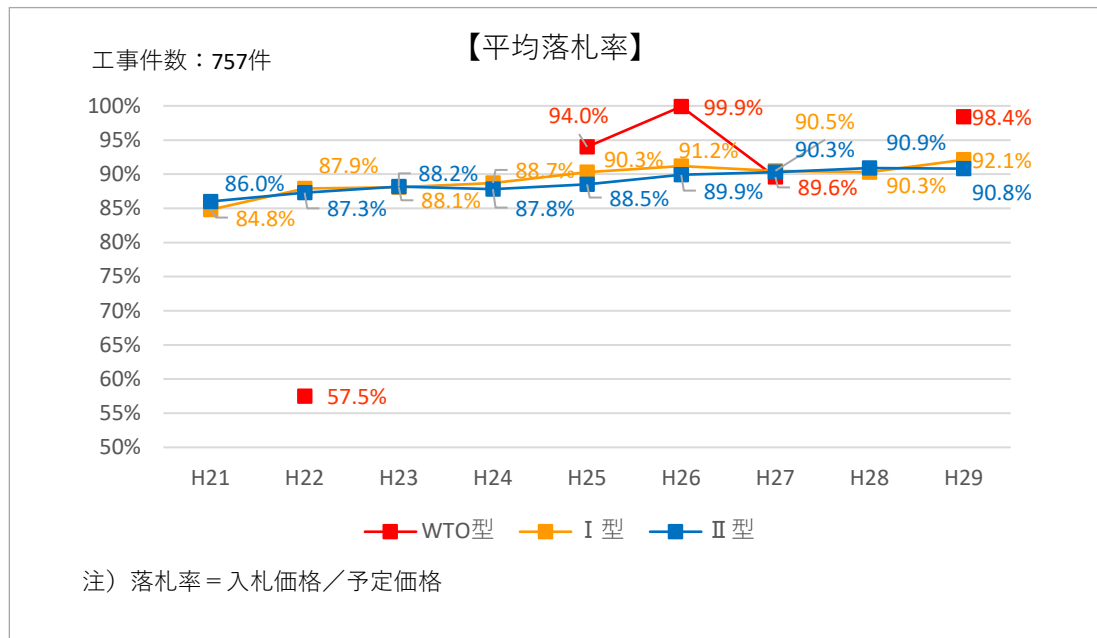
- WTO型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H22年度の11者となっている。
- I型における1工事あたりの平均競争参加者数は、H23年度の2者となっている。
- II型における1工事あたりの平均競争参加者数は、最大がH23年度及び24年度の7者で、最小がH25年度、H26年度、及びH27年度の1者となっている。



2. 入札の状況

(1) 平均落札率の推移

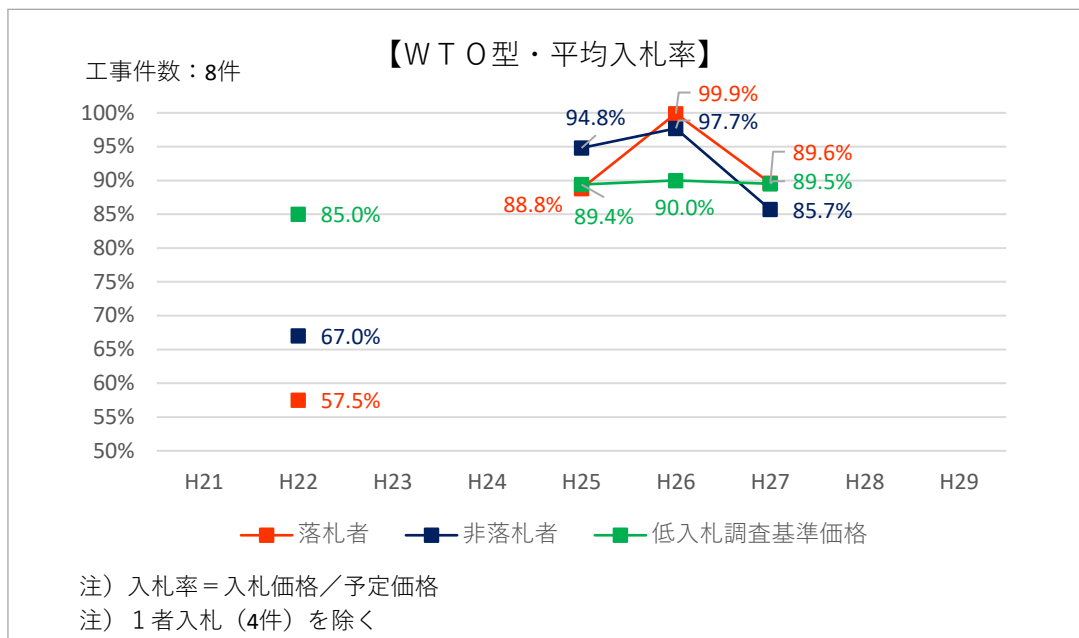
- WTO型における平均落札率は、H26年度の99.9%が最高で、H22年度の57.5%が最低となっている。
- I型及びII型における平均落札率は、随時の最低制限価格の見直しの影響により経年で上昇傾向にある。



(2) 平均入札率の推移

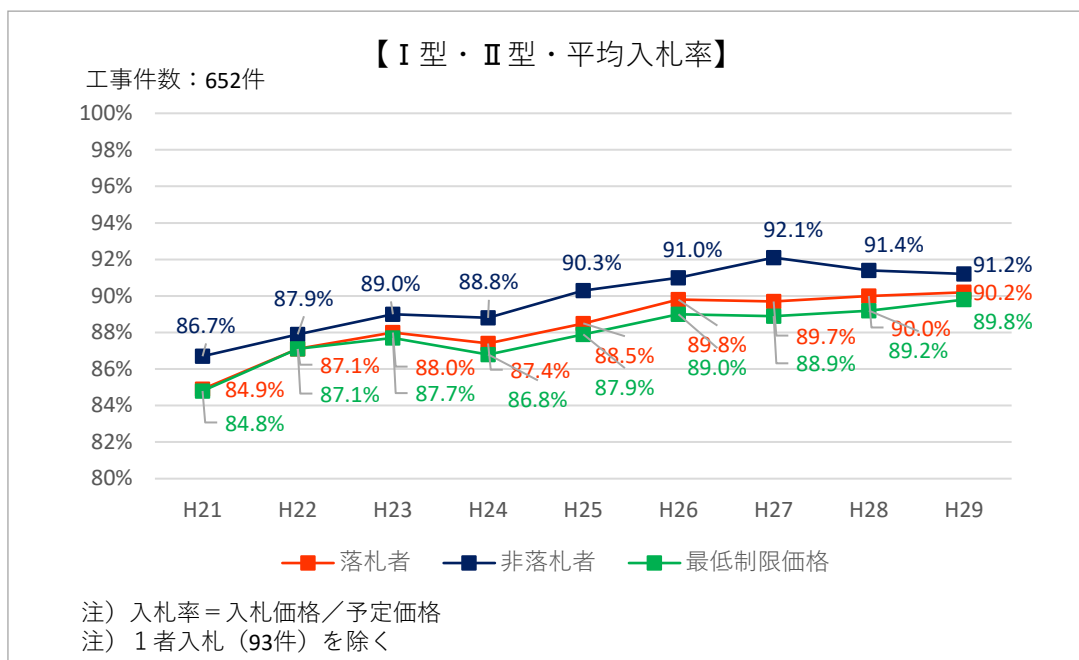
①-1 W T O型

- H26年度以降の落札者の平均入札率は、低入札調査基準価格を上回る入札率となっている。
- H26年度以降の落札者と非落札者の平均入札率を比較すると、落札者の平均入札率が高い結果（2.2～3.8%）となっている。



①-2 I型・II型

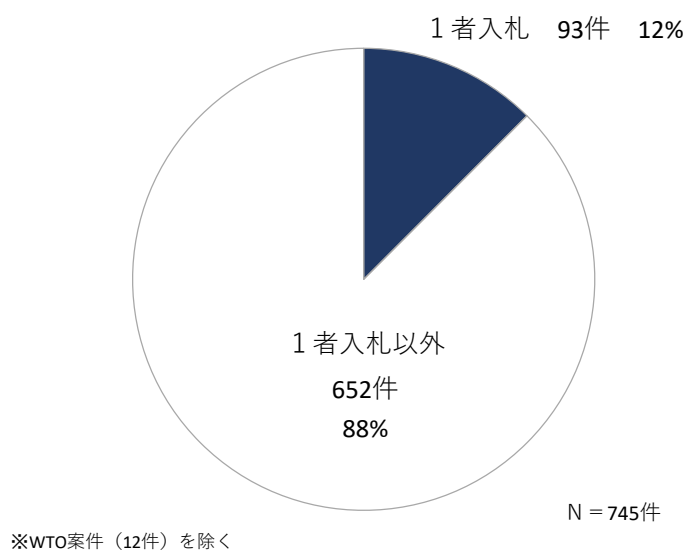
- 平均入札率は、随時の最低制限価格の見直しの影響により経年で増加傾向にある。
- 落札者と非落札者の平均入札率の差は、0.8～2.4%となっている。



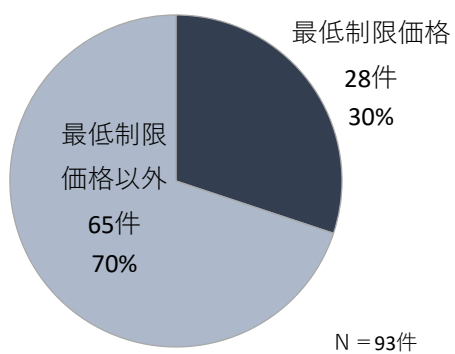
(3) 1者入札の状況

ア 発生件数及び落札率

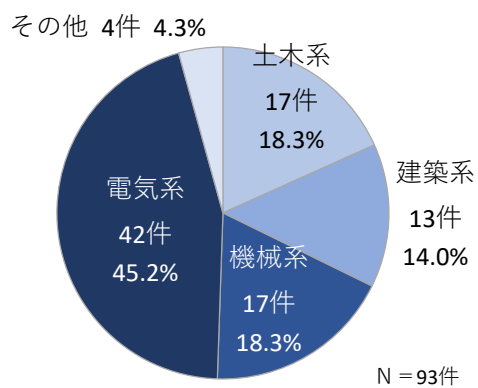
- 総合評価を実施した745件のうち、約1割の工事で1者入札が発生。
- その中でも、電気系の発生件数が最も多く、機械系、土木系と続く。



(1者入札落札率)



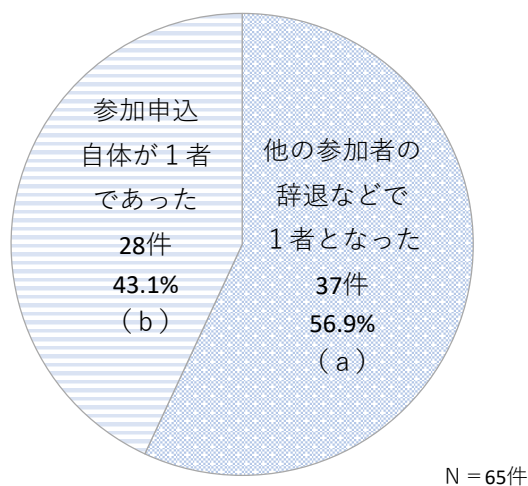
(1者入札業種内訳)



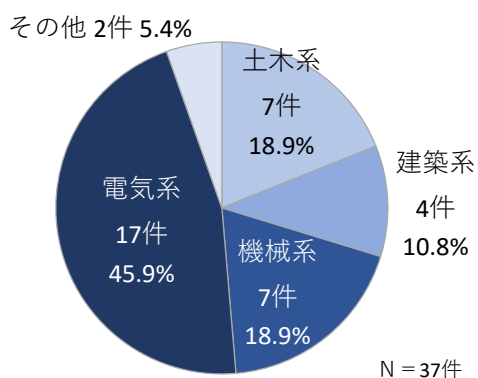
イ 最低制限価格以外の1者入札の詳細（65件）

- 他の参加者の辞退などで1者となった入札は37件で、全体の約6割。
- 参加申込自体が1者であった入札は28件で、全体の約4割。
- いずれも電気系の発生件数が最も多い。

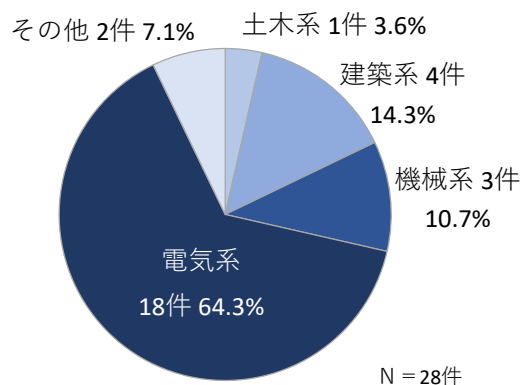
参加申込者の状況



(a) 業種内訳



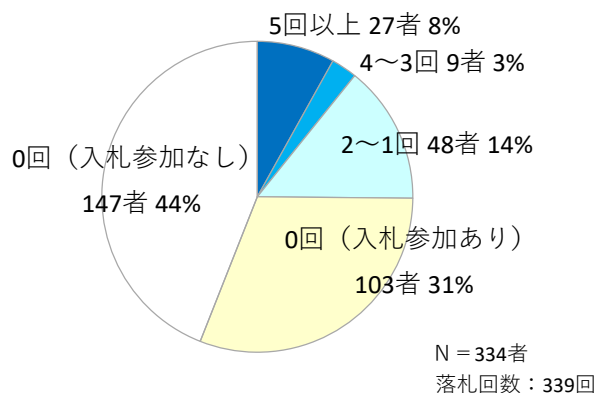
(b) 業種内訳



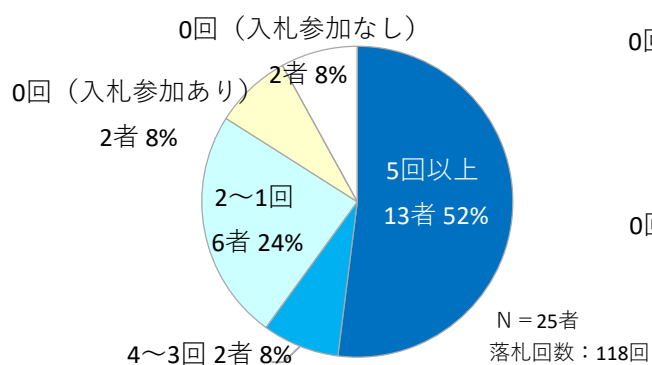
(4) 落札回数・入札参加の状況

① 土木系（一般土木A・B，管2種A・B，管1種A，港湾土木，P・C，ほ装A，造園A）

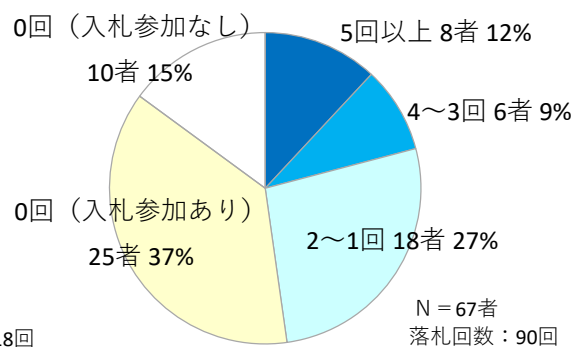
【土木系】



【一般土木A】

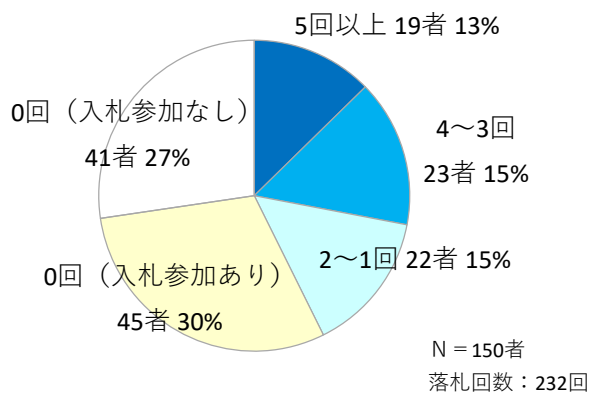


【一般土木B】

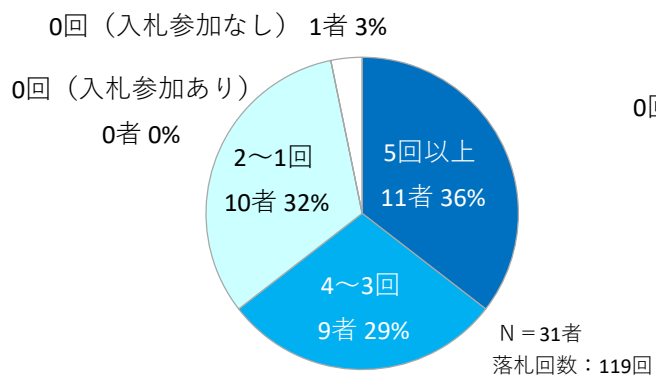


② 建築系 (建築 A・B, 解体)

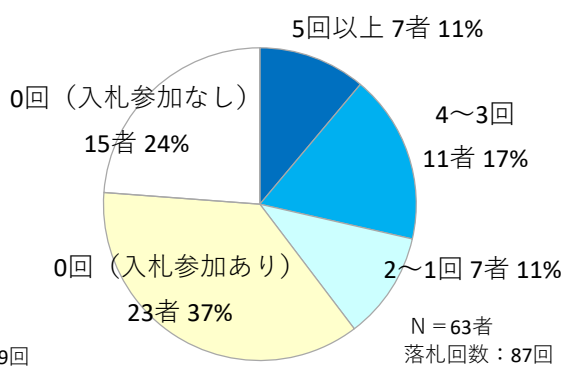
【建築系】



【建築 A】

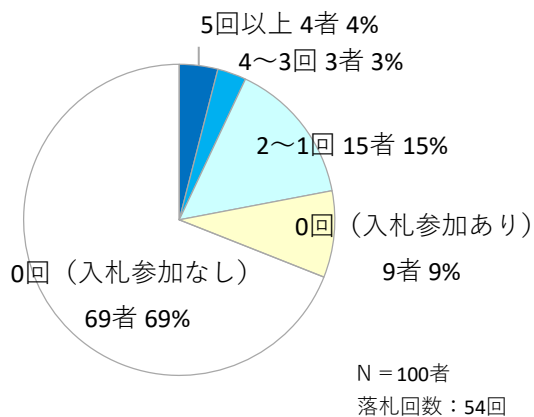


【建築 B】

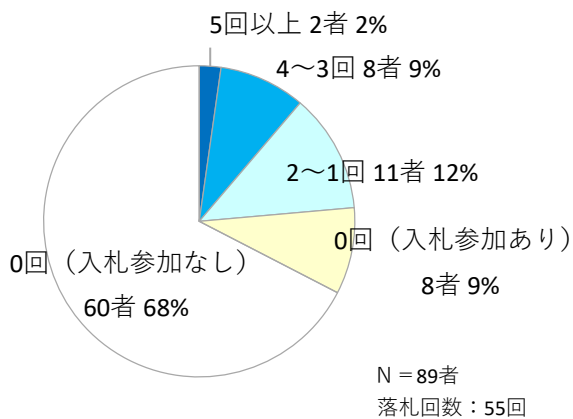


② 機械系（機械，管A），電気系（電気A，電気通信），
 その他（法面，防水，体育施設，鋼構造物）

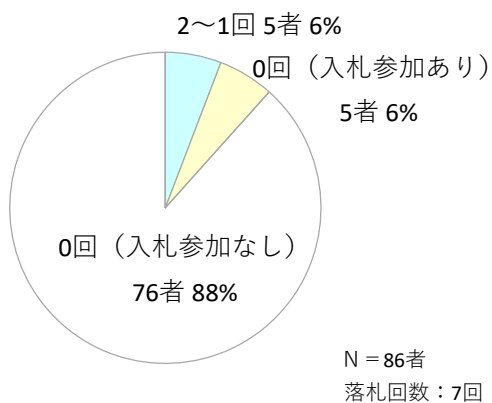
【機械系】



【電気系】



【その他】



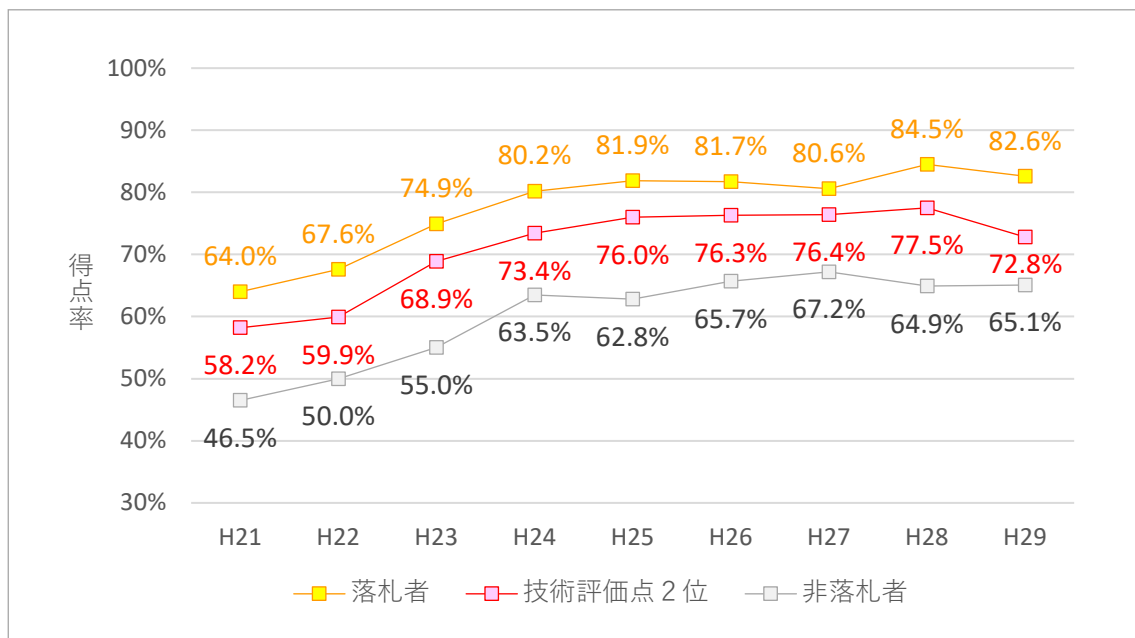
3. 技術評価の状況

(1) 最低制限価格での落札工事における技術評価点の得点

① I 型

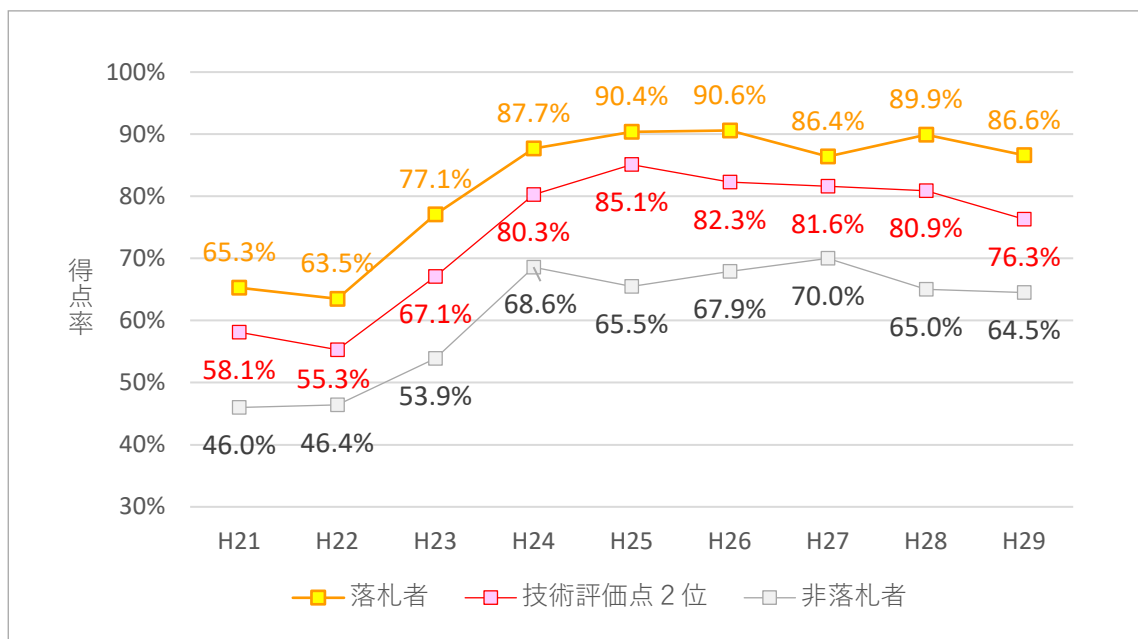
(ア) 技術評価点 【(イ) + (ウ)】

- 落札者の得点率は、H21年度から18.6ポイント上昇、非落札者は18.6ポイント上昇。
- 技術評価点2位の者は、14.6ポイント上昇。
- 落札者と技術評価点2位の者の差は、最大：9.8ポイント、最小：4.2ポイント。



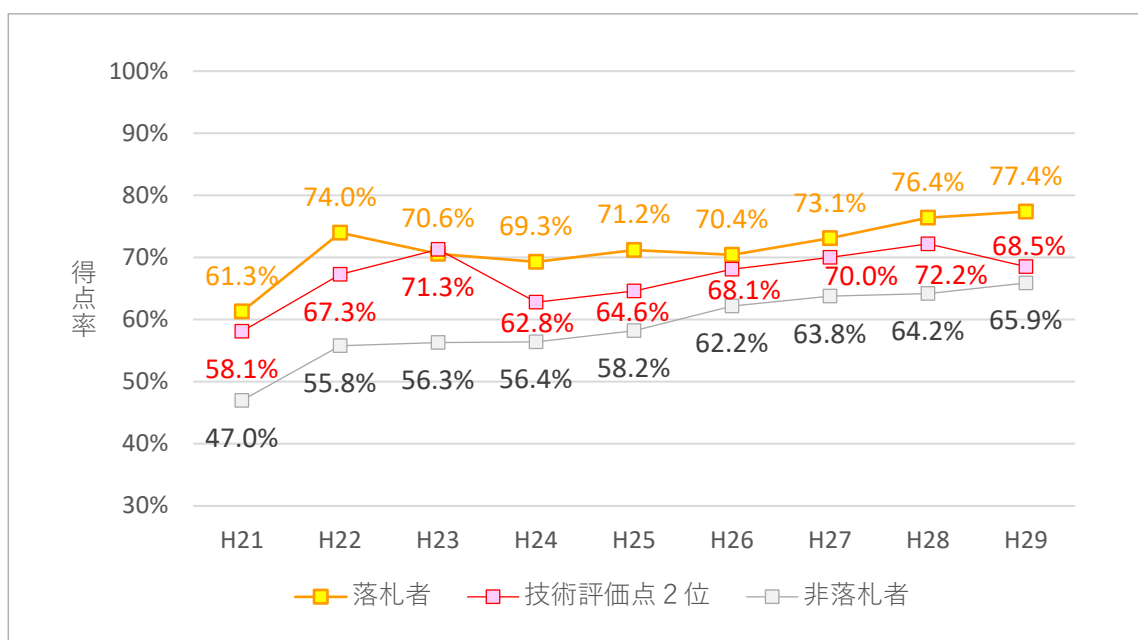
(イ) 提案項目

- 落札者の得点率は、H21年度から21.3ポイント上昇、非落札者は18.5ポイント上昇。
- 技術評価点2位の者は、18.2ポイント上昇。
- 落札者と技術評価点2位の者の差は、最大：10.3ポイント、最小：4.8ポイント。



(ウ) 企業評価項目

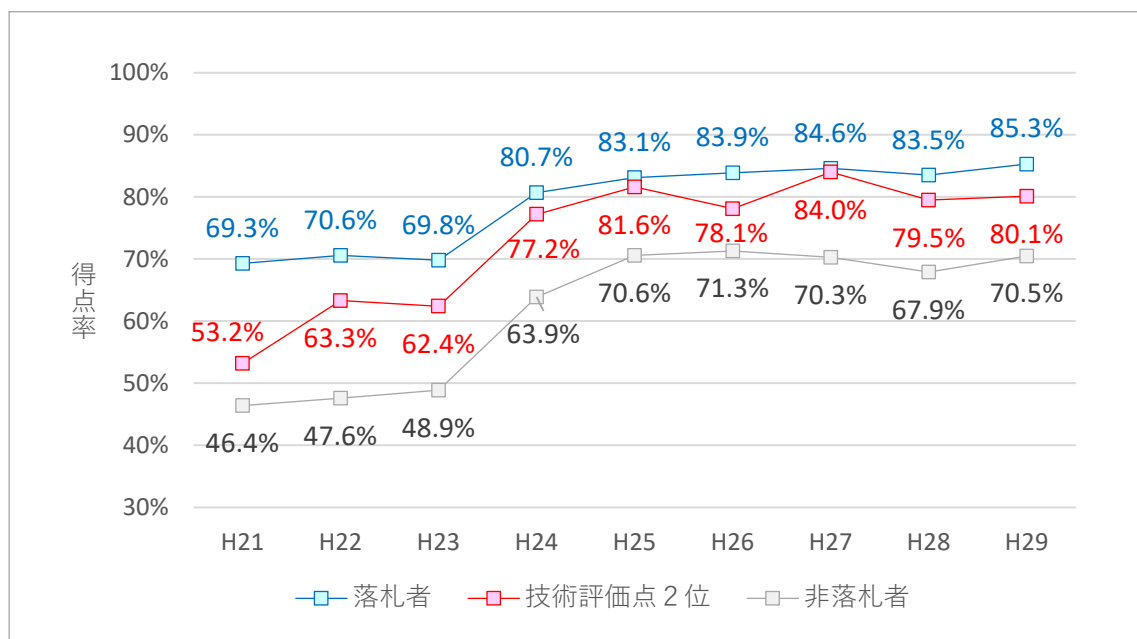
- 落札者の得点率は、H21年度から16.1ポイント上昇、非落札者は18.9ポイント上昇。
- 技術評価点2位の者は、10.4ポイント上昇。
- 落札者と技術評価点2位の者の差は、最大：8.9ポイント、最小：-0.7ポイント。



② II型

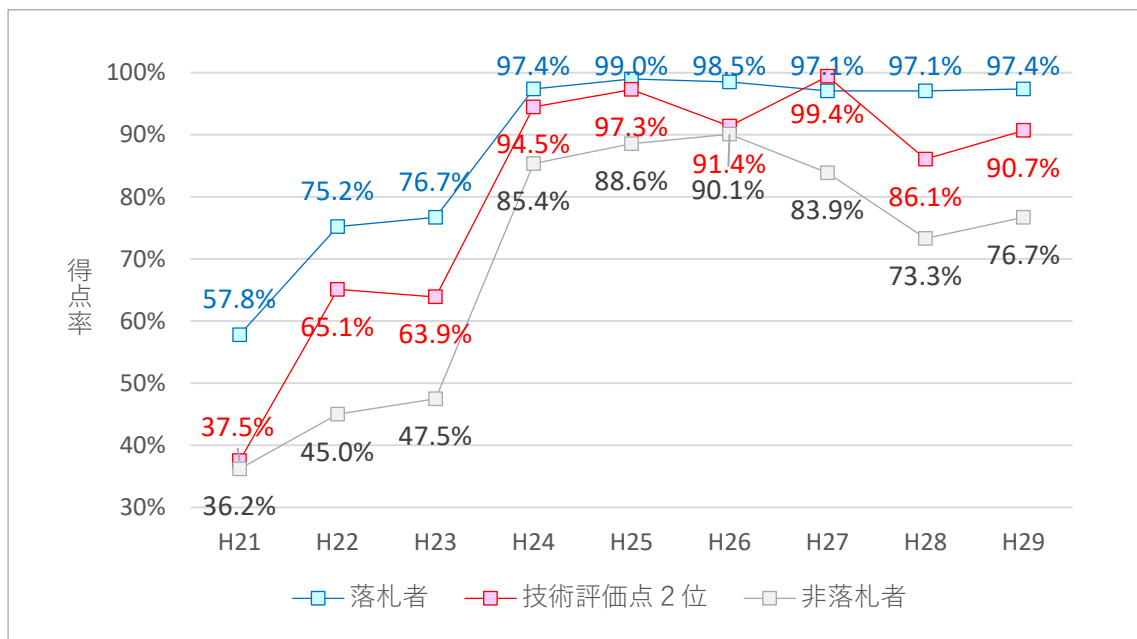
(ア) 技術評価点 【(イ) + (ウ)】

- 落札者の得点率は、H21年度から16ポイント上昇，非落札者は24.1ポイント上昇。
- 技術評価点2位の者は，26.9ポイント上昇。
- 落札者と技術評価点2位の者の差は，最大：16.1ポイント，最小：0.6ポイント。



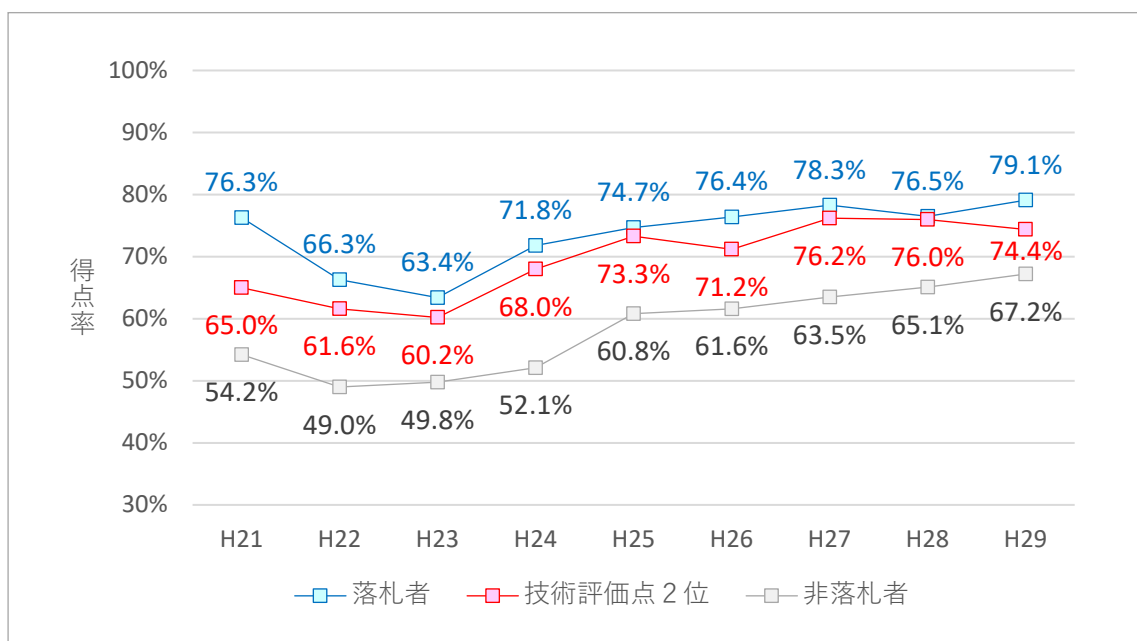
(イ) 提案項目

- 落札者の得点率は、H21年度から39.6ポイント上昇、非落札者は40.5ポイント上昇。
- 技術評価点2位の者は、53.2ポイント上昇。
- 落札者と技術評価点2位の者の差は、最大：20.3ポイント、最小：-2.3ポイント。



(ウ) 企業評価項目

- 落札者の得点率は、H21年度から2.8ポイント上昇、非落札者は13.0ポイント上昇。
- 技術評価点2位の者は、9.4ポイント上昇。
- 落札者と技術評価点2位の者の差は、最大：11.3ポイント、最小：0.5ポイント。

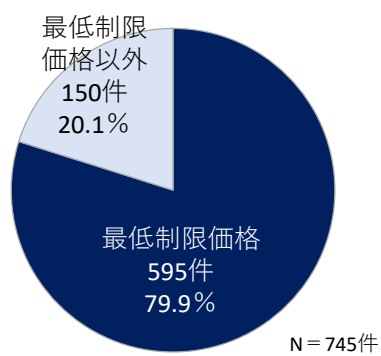


4. 落札者の特徴

(1) 落札価格の状況

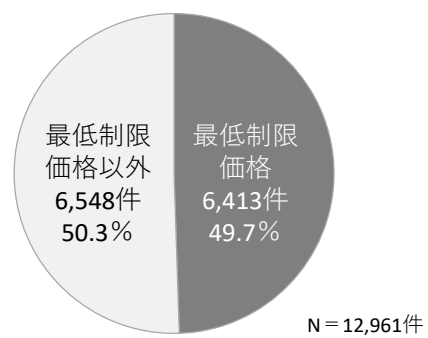
- 総合評価では、全体の約80%が最低制限価格で落札。
- 価格競争では、全体の約50%が最低制限価格で落札。

ア 落札割合



※WTO案件（12件）を除く

(参考) 価格競争

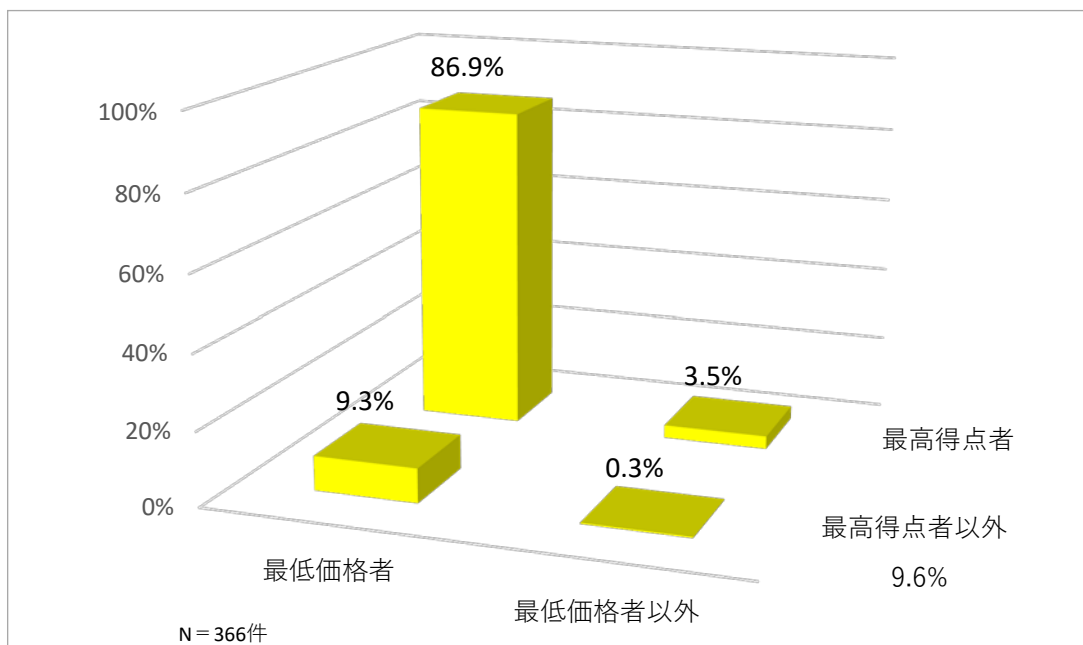


※価格競争は、随意契約を除く財政局契約課契約を対象

(2) 落札者の落札価格と技術評価点の得点の傾向

ア I型

- 落札者の約87%は、最低価格者かつ最高得点者。
- 落札者の約9%は、最低価格者かつ最高得点者以外。
- 最低価格者以外の落札者は3.8%と極わずか。



イ II型

- 落札者の約79%は、最低価格者かつ最高得点者。
- 落札者の約20%は、最低価格者かつ最高得点者以外。
- I型に比べII型の最高得点者以外の割合が10.5ポイント高い。

